

## 令和5年第4回能登町議会6月定例会議 会議日程表

6月6日から6月15日(10日間)

| 日程     | 月 日      | 曜 | 開 議 時 刻  | 会 議 ・ 休 会 そ の 他 |   |
|--------|----------|---|----------|-----------------|---|
| 第 1 日  | 6 月 6 日  | 火 | 午前10時00分 | 本会議             | 開 会<br>会 議 録 署 名 議 員 の 指 名<br>諸 般 の 報 告<br>議 案 上 程<br>提 案 理 由 の 説 明<br>質 疑 ・ 委 員 会 付 託<br>請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託 |
| 第 2 日  | 6 月 7 日  | 水 |          | 委員会             |   |
| 第 3 日  | 6 月 8 日  | 木 |          | 委員会             |   |
| 第 4 日  | 6 月 9 日  | 金 |          | 休 会             |   |
| 第 5 日  | 6 月 10 日 | 土 |          | 休 日             |   |
| 第 6 日  | 6 月 11 日 | 日 |          | 休 日             |   |
| 第 7 日  | 6 月 12 日 | 月 |          | 休 会             |   |
| 第 8 日  | 6 月 13 日 | 火 | 午前10時00分 | 本会議             | 一 般 質 問   |
| 第 9 日  | 6 月 14 日 | 水 | 午前10時00分 | 本会議             | 一 般 質 問   |
| 第 10 日 | 6 月 15 日 | 木 | 午前10時00分 | 本会議             | 委 員 長 報 告<br>質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決<br>閉 会   |

## 開 会（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（金七祐太郎）

ただいまから、令和5年第4回能登町議会6月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から6月15日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 会議録署名議員の指名

#### 議長（金七祐太郎）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

14番 鍛冶谷眞一 議員、

1番 小浦 肇 議員を

指名いたします。

### 諸般の報告

#### 議長（金七祐太郎）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

去る4月13日に、石川県町村議会議長会定期総会が開催され、当町から、小路政敏議員、市濱等議員が15年以上在職者として、また、鍛冶谷眞一議員が27年以上在職者として、全国町村議会議長会表彰を受賞されました。

受賞されました皆様、誠におめでとうございます。

次に、5月5日に発生した能登地方地震に対するお見舞いとして、全国町村議会議長会、北信越町村議会議長会、及び志賀町議会、宝達志水町議会からお見舞金を、その他、多くの県町村議会議長会より電報を頂戴いたしましたことをご報告いたします。

次に、本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案20件が提出されております。

次に、町長より、報告事項6件が提出されており、地方自治法第180条第1項の規定による「専決処分の報告について」が4件、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「令和4年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」が1件、能登町債権管理条例第7条の規定による「債権放棄の報告について」が1件であります。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による、「株式会社能登町ふれあい公社」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしました。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めたものの職、氏名は、お手元に配付しましたのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

## 議案上程

### 議長（金七祐太郎）

日程第3、議案第48号「令和5年度能登町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第22、議案第67号「能登町農業委員会委員の任命について」までの20件を一括議題といたします。

## 提案理由の説明

### 議長（金七祐太郎）

町長から提案理由の説明を求めます。

大森町長。

### 町長（大森凡世）

皆さん、お疲れさまでございます。

本日、令和5年第4回能登町議会6月定例会議の開会に当たりまして、提案理由をご説明する前に、一言ご挨拶申し述べさせていただきます。

先月の19日から21日までの3日間、G7広島サミットが開催をされました。令和5年は年間を通じて日本が議長国を務めるとされておりまして、エネルギー・食料安全保障を含む世界経済、ウクライナやインド太平洋を含む地域情勢、また気候変動、保健、開発といった地球規模のものなど、国際社会が直面をする課題について議論がされました。

全国各地では、北海道から九州まで、1年を通じ、10を超える閣僚会合が開催をされるということでありまして、12日から15日までの4日間、「富山・金沢教育大臣会合」が富山市と金沢市において開催がされました。

合意された概要でございますけれども、各国間で自由・平和・法の支配と民主主義の価値観を共有しつつ、持続可能な社会の作り手を育む。また、コロナ禍やウクライナ侵攻で停滞した国際的な人的交流の促進、危機的な状況にある子供や学生の質の高い教育へのアクセス、デジタル技術の急速な発達教育に与える影響の認識のこの4つの基本的な考え方に基づいて、各国で教育政策を進めていくということで合意をされております。

また、5月12日においては、県漁協所属のイカ釣り船1隻が北太平洋でのアカイカ漁に向けて地元住民に見送られ、小木港を出港されております。他のイカ釣り船につきましては、今月の月上旬から順次出港されるというふうに伺っております。

日本海では、いまだに北朝鮮によるミサイルの発射が相次いでおりまして、これまで以上に漁の安全性が脅かされている非常に厳しい状況となっております。ご家族の皆様には不安なことというふうに思っております。

操業の安全と大漁を祈願いたしますとともに、引き続き石川県、県漁協と連携をいたしまして国への要望を行ってまいります。

また、5月20日及び27日の2日にわたりまして、町の防災士会の会員の皆様は珠洲市へ行かれて、破損した家財道具などの搬出や周辺の清掃などの災害ボランティア活動に参加をされました。そして、その活動に賛同した能登高校のJRC部の生徒たちも同行をしております。その生徒たちからは「誰かの力になれることがうれしい」との声が聞かれまして、活動で伺った珠洲市のご家庭からは「一人ではどうしようもできなかった。大変助かる」などの感謝の言葉があったということでもあります。

こうした災害ボランティア活動は、人と人とのつながりから地域と地域による助け合いの輪へと広がっていくことが大切ではないかというふうに思います。

それでは、本日提案をいたしております議案20件につきまして、その大要についてご説明をさせていただきます。

議案第48号と議案第49号は、一般会計及び企業会計予算の補正であります。

今回の主な内容でございますけれども、先月の地震に伴います災害復旧経費の計上のほか、電気・ガス・食料品等価格高騰に対する支援金、また新型コロナウイルスワクチンの接種事業費の計上であります。そのほか、補助事業の内示などに伴います事業費の調整を行ったものでございます。

議案第48号「令和5年度能登町一般会計補正予算（第3号）」は、2億5、

669万円を追加いたしまして、予算の総額を155億3,005万円とするものであります。

歳出からご説明させていただきます。

第2款「総務費」は、385万4,000円の追加でございます。

第1項「総務管理費」、第5目「財産管理費」においては、地方債を充当いたしまして財源の調整を行ったものでございます。

第9目「支所費」においては、地震による修繕費の計上であります。

第13目「交通対策費」においては、物価高騰の影響を受けております交通事業者に対しまして、地域公共交通サービスの維持というのを図るために公共交通物価高騰対策支援としての交付金の計上であります。

第3款「民生費」は、1,539万円の追加であります。

第1項「社会福祉費」、第2目「障害者福祉費」においては、これも物価高騰の影響を受けております障害福祉施設の負担を軽減し、安定したサービスの提供を支援するため、障害福祉施設等物価高騰対策支援としての交付金の計上であります。

第3目「老人福祉費」においては、これも物価高騰の影響を受けております介護事業所の負担を軽減し、安定したサービスの提供を支援するため、介護事業所物価高騰対策支援としての交付金の計上であります。

第2目「児童福祉費」、第1目「児童福祉総務費」においても物価高騰の影響を受けております私立認定こども園に対しまして、栄養のバランスを保った給食の維持、また保育施設の継続的な運営を資することを目的に、私立認定こども園物価高騰対策支援としての交付金の計上であります。

第3目「児童福祉施設費」においては、寄附採納に伴いまして保育所の備品購入費の計上と地震によりますまつまみキッズセンターの修繕費の形状であります。

第4款「衛生費」は、1億104万1,000円の追加であります。

第1項「保健衛生費」、第1目「保健衛生総務費」においては、多目的交流センターの使用料の財源充当の調整を行いました。

第2目「予防費」においては、新型コロナウイルスワクチンの令和5年春開始接種と秋開始接種の2回の接種体制の確保及び接種費用に関する経費の計上であります。

第4目「環境衛生費」においては、地震によります能登三郷の斎場、また第1・第2多目的交流センターの修繕費の追加、また委託料の計上であります。

第3項「水道費」、第1目「水道施設費」におきましては、固定資産除却費の補助金の計上であります。

第6款「農林水産業費」は、2,278万4,000円の追加であります。

第1項「農業費」、第3目「農業振興費」において、補助内示に伴いまして、生産の効率化に取り組むための農業用機械の導入を支援をする農業機械等共同利用事業補助金の計上であります。

第4目「畜産業費」においては、配合飼料の価格の高止まりが続いていることから、畜産経営を圧迫する配合飼料費に対する支援をするため、配合飼料価格高騰対策支援としての補助金の計上であります。

第2項「林業費」、第2目「林業振興費」においては、雪害によりまして通行不能となっております林道の支障木を撤去する機会借り上げ料の計上、また、のり面の崩壊対策工事への補助金を計上したほか、国の補助内示に伴います財源の調整を行ったものであります。

第7款「商工費」は、4,411万2,000円の追加であります。

第1項「商工費」、第2目「商工業振興費」において、消費の下支え等を通じた生活者支援を行うため、地域循環型の電子マネー付ポイントカード「ひまわりカード」でございますが、そのカードにプレミアムポイントを発行する事業といたしまして、町キャッシュレス決済推進協議会への補助金を追加計上、また、ひまわりカードの全町民への普及に係る所要の経費の計上であります。

第3目「観光費」においては、地震によります観光施設の修繕費、また負担金を計上いたしております。

第8款「土木費」、第2項「道路橋りょう費」、第3目「道路橋りょう新設改良費」においては、国の交付金の内示に伴いまして予算の組替えを行ったものであります。

第9巻「消防費」は、10万円の追加であります。

第1項「消防費」、第3目「消防施設費」では、地震によります小間生分団詰所の屋根の修繕費の計上であります。

第10款「教育費」は、2,704万9,000円の追加であります。

第1項「教育総務費」、第2目「事務局費」においては、地震によります旧真脇小学校の修繕工事費の計上、また補助金の内示に伴います財源の調整を行ったものであります。

第2項「小学校費」、第1目「小学校管理費」においては、地震によります小学校の修繕工事のほか、受水槽の漏水修繕工事費の計上であります。

第3校「中学校費」、第1目「中学校管理費」においては、これも地震によります中学校の修繕工事費を計上いたしました。

第4項「社会教育費」、第3目「公民館費」においても、地震によります公民館の修繕費を、また寄附採納によりまして瑞穂公民館の備品購入費の計上であります。

第4目「図書館費」においても、地震による柳田教養文化館の修繕費の計上

であります。

第5項「保健体育費」、第2目「体育施設費」におきましても、地震によります能都第二体育館の修繕に係る実施設計費と修繕工事費の計上であります。

第3目「学校給食費」においては、柳田小学校の電気温水器の故障によります更新費を計上したほか、交付金を充当いたしたことによります財源調整を行ったものであります。

第11款「災害復旧費」は、4,236万円の追加であります。

第1項「農林水産施設災害復旧費」、第1目「農業施設災害復旧費」においては、地震によります農地9件と農業用施設8件の災害復旧費のほか、土砂撤去のための機械借り上げ料の計上であります。

以上、2億5,669万円の財源といたしまして、第12款「分担金及び負担金」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第17款「寄附金」、第18款「繰入金」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を追加いたしまして、収支の均衡を図っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の議案第49号「令和5年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収支におきまして、歳入歳出をそれぞれ291万9,000円を追加し、収益的収入の総額を7億8,311万2,000円、そして収益的支出の総額を8億331万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、旧当目浄水場と旧恋路配水池等の解体実施設計費、また、これに対する一般会計からの繰入金の計上であります。

そして、資本的支出においては1,126万9,000円を追加いたしまして、総額を7億103万4,000円とするものであります。

内容につきましては、水道資材の倉庫建設に係る事業費の計上であります。

次に、議案第50号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により不要となりました特殊勤務手当の特例を削除するため、改正を行うものであります。

次に、議案第51号「能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の廃止について」は、令和5年度税制改正によりまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と半島振興法に基づく適用区域の整理が行われまして、重複した区域については過疎法に基づく措置のみが適用されることとなったため、この条例を廃止するものでございます。

次に、議案第52号「請負契約の締結について」は、「令和5年度役場跡地整備事業（仮称）大屋根広場整備工事（建築）」におきまして、去る5月24日、制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、1億9,305万円で能登町字藤波の株式会社鼎建設が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第53号「請負契約の締結について」は、「令和5年度能登町立白丸公民館整備工事（建築）」におきまして、去る5月24日、制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、5,335万円で能登町字松波の株式会社西中建設が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第54号「請負契約の締結について」は、「令和5年度旧柳田小学校解体工事」におきまして、去る5月24日、制限付一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、1億10万円で能登町字柳田の北能産業株式会社が落札をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次の議案第55号「石川縣市町村職員退職手当組合規約の一部変更について」は、石川縣市町村職員退職手当組合を組織する「手取川流域環境衛生事業組合」が令和5年3月31日付で解散したことなどに伴いまして、規約の変更が必要となるため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号から議案第67号までの「能登町農業委員会委員の任命について」の12議案につきましては、いずれも7月19日に任期満了となりますことから、能登町字宮地の「河原東洋史」氏、能登町字崎山の「井畠網臣」氏、能登町字瑞穂の「赤崎由美子」氏、能登町字鶴町の「的場清一」氏、能登町字黒川の「川崎時夫」氏、能登町字笹川の「赤田明」氏、能登町字五郎左エ門分の「上野朋子」氏、能登町字鈴ヶ嶺の「坂下政浩」氏、能登町字内浦長尾の「大山直美」氏、能登町字立壁の「橋谷久司」氏、能登町字行延の「末次芳幸」氏、能登町字市之瀬の「西谷内としえ」氏の12人の方を能登町農業委員会委員に任命をいたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。何とぞ審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、本定例会議に提出をいたしました議案等につきましてご説明を申し上げますが、議員の各位におきましては、慎重なるご審議をいただきまして適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくようお願いを申し上げます。

## 議長（金七祐太郎）

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 日程の順序変更



**議長（金七祐太郎）**

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第11、議案第56号「能登町農業委員会委員の任命について」から、日程第22、議案第67号「能登町農業委員会委員の任命について」までの12件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第11、議案第56号から、日程第22、議案第67号を先に審議することに決定しました。

**議案第56号～議案第67号**

**議長（金七祐太郎）**

ただいま先議することに決定しました議案第56号から議案第67号の12件を議題とします。

**質疑、討論の省略**

**議長（金七祐太郎）**

お諮りします。

議案第56号から議案第67号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第67号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

### 議長（金七祐太郎）

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第 56 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字宮地、河原東洋史氏、

議案第 57 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字崎山、井畠網臣氏、

議案第 58 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字瑞穂、赤崎由美子氏、

議案第 59 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字鶴町、的場清一氏、

議案第 60 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字黒川、川崎時夫氏、

議案第 61 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字笹川、赤田明氏、

議案第 62 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字五郎左エ門分、上野朋子氏、

議案第 63 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字鈴ヶ嶺、坂下政浩氏、

議案第 64 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字内浦長尾、大山直美氏、

議案第 65 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字立壁、橋谷久司氏、

議案第 66 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字行延、末次芳幸氏、

議案第 67 号「能登町農業委員会委員の任命について」、能登町字市之瀬、西谷内としえ氏、

以上、12 件の任命について、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

### 議長（金七祐太郎）

ありがとうございます。

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第56号から議案第67号までの12件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 質 疑

### 議長（金七祐太郎）

次に、日程第3、議案第48号「令和5年度能登町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第10、議案第55号「石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更について」までの8件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑ありませんか。

14番 鍛冶谷眞一議員。

### 14番（鍛冶谷眞一）

議案第52号、役場跡地整備事業の（仮称）大屋根広場整備工事に関連して二、三点確認をさせてください。

町民にとっては、特に宇出津地区の住民にとっては宇出津新港の要に位置する宇出津の顔と言っていい場所であると思います。町民の思いを代弁しますので、よろしくお願ひいたします。

1点目は、これまでに工期についても概要についても伝え聞きました。その中では、宇出津のあばれ祭が済んだら着工するというようなお話でありましたが、完工予定の記述についても、それから現時点での工期について、まずは確認させてください。

そして、次に第2点として、完成した際にはオープニングイベントのようなものがあるのかなのか。

あわせて、3点目になりますが、年間の施設利活用についてはどのようなイベントを想定されるのか、教えてください。

たくさんの町民の方々から、どんな施設になるがいねというよう質問がよく問合せが参っております。どうかよろしくお願ひいたします。

### 議長（金七祐太郎）

企画財政課長、吉村課長。

### 企画財政課長（吉村泰輝）

それでは、鍛冶谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

令和5年度役場跡地整備事業（仮称）大屋根広場整備工事（建築）につきましては、今回の請負契約を締結するために議会の議決を求めている案件でありますけれども、この工期につきましては議会議決の翌日が着工日となります。完成時期につきましては、令和6年3月20日を予定しております。

なお、先ほどお話にもありましたですけれども、7月に行われます宇出津あばれ祭に十分配慮して整備工事にかかるとしておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

### 議長（金七祐太郎）

山下ふるさと振興課長。

### ふるさと振興課長（山下栄治）

では、ご質問にお答えさせていただきます。

私からは、そのほか2件についてご説明させていただきます。

まず、おっしゃられましたオープニングイベント等についてなんですけれども、これは具体的にはまだ何も決まっておりません。しかしながら、完工した暁には何らかの形で町内外に幅広く周知を行う機会を設けることができれば幸いですと考えております。

そして、大屋根広場完工後の来年度以降の利活用等々についてなんですけれども、この大屋根広場につきましては、地域住民の方々の日々の生活で親しまれる場となって、日常的に使われる広場として、皆さんが憩われる広場として、また町の活性化や観光拠点としての利用など、地域の新たなにぎわいをつくり、地域力を高めるとともに多様なニーズにも応えられる住民のための公共空間となることと思います。

屋根つきの大空間、当町では初めてなんですけれども。が創出されることから、天候に左右されず、まずは大きなイベントですと寒ぶりまつりをはじめとし、商店街や地域行事での利活用や展示即売会など、様々なイベントの利活用が図られるのかなと考えております。また、あばれ祭では大勢の見物客を収容することができ、にぎわいのさらなる創出が図られるものと思っております。

また、今後なんです、私たちも効果的な、こういった大きな広場になります。大きな事業費を投入しております。効果的な利活用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ください。

### 議長（金七祐太郎）

14番 鍛冶谷議員。

**14番（鍛冶谷眞一）**

大変意欲的な考え方で進んでいけるんだというふうに信じていますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

**議長（金七祐太郎）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 常任委員会付託

**議長（金七祐太郎）**

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第55号までの8件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第55号までの8件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

#### 休会決議

**議長（金七祐太郎）**

日程第23、「休会決議」を議題とします。  
お諮りします。  
委員会審査等のため、明日から12日までの6日間を休会としたいと思いま  
す。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、明日から12日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。  
次会は、6月13日午前10時から会議を開きます。

散 会

**議長（金七祐太郎）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

散 会（午前10時35分）

## 開 議 (午前10時00分)

### 開 議

#### 議長 (金七祐太郎)

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 一般質問

#### 議長 (金七祐太郎)

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願ひします。また、質問の回数は質疑と同様、原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許可します。

1番 小浦議員。

#### 1番 (小浦肇)

改めておはようございます。

質問の前に、少し私見を述べさせていただきます。

5月5日の能登地方を震源とする地震で亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にはお見舞いを申し上げます。微力ではありますが、義援金やボランティア活動を通じてご支援できればと考えておる次第であります。

さて、大森町政3年目に当たり、令和5年度予算計上されている新規事業や施設大改修に対して、町がどのように考え、取り組みされるのか確認したく、2点質問させていただきます。

それでは1つ目、令和5年度予算書の7款商工費、1項商工費に計上されているふれあいの里施設管理費4,224万2,000円に、バーベキュー施設解体後に大型遊具設置に関わる検討業務委託料657万8,000円を計上されていると説明を受けております。現状を調査し、仕様などを計画すると認識

しておりますが、今回、町長はどのような方針で進めるのか、お聞かせください。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

それでは、当町には以前から各地域に公園たるものというのを整備してきて、そこに遊具がおのおの設置されてきたわけであります。今までの歴史の中で。

そして現在、当町では24か所のそういう公園というところがありますけれども、現在は遊具というのを全て更新、再構築はしておらず、安全が確保されていない遊具につきましては順次撤去しているという状況であります。

このような状況の中、そういう皆が憩える場所を集約するという意味合いも込めまして、町の中心部にあります柳田植物公園に新たな遊具等の整備を計画したわけであります。

整備方針といたしましては、子供が楽しく飽きずに遊べ、公園の目玉となり、そして安全・安心が確保されることだというふうに考えております。

小さい子供からお年寄りまで多くの方々にご来園いただくには、やはり交通の利便性、話題性というのが基準に当然なります。そして、子供が安全に楽しく遊べる遊具であるということを第一と考え、また、子供がもう一回行きたいとして保護者も連れていきたいと思えるような、そんな遊具整備というのを計画しておるところでありますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

#### 1番（小浦肇）

ふれあいの里に集約するという背景を理解しました。

また、町長の答弁を聞きながら、飽きずに遊ぶ、安全・安心、一番の目玉、また連れて行きたい、また来たいのキーワードを押さえることで、方針をしつかりと理解することができました。

それでは、次の質問に移ります。

先日、私なりに近隣の市町の遊具を観察してきました。それぞれ特徴のある遊具があり、限られた予算枠、スペースなどの条件で、導入遊具の仕様を絞り込むことは大変難しいなというふうに感じました。

そこで、仕様を決定する際には、ぜひとも子育て世代からの意見を織り込ん



で検討することが必要ではないかなということを感じました。担当部門は、今ほど町長が述べられた方針を受けてどのように進めるのか、考えをお聞かせください。

### 議長（金七祐太郎）

山下ふるさと振興課長。

### ふるさと振興課長（山下栄治）

それでは、小浦議員のご質問に答弁させていただきます。

新たな遊具の整備箇所につきましてですが、これは屋外バーベキュー施設跡地を含めた旧噴水広場であります。そこは保護者の注意が行き渡る範囲としております。

遊具には、大きさや規模、また遊び方に関しては様々な種類があり、整備コストなどを鑑みますとそれぞれ一長一短があるかと思われまます。そのため、市場や近隣市町の現況調査などを行うとともに、専門家の意見や利用者の中心となる小学生以下の子供やその保護者の方の意見も取り入れ、ニーズにマッチした遊具を検討してまいります。

子供たちの健全な成長を促す遊びと交流人口の拡大を目指した安全・安心な憩いの空間の創出に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

### 議長（金七祐太郎）

1番 小浦議員。

### 1番（小浦肇）

山下課長の答弁が早かったので、ちょっと繰り返しをさせていただいて、質問ではないんですけど確認を取らせていただきたいと思ひます。

繰り返しになりますが、町長方針、子供が楽しく飽きずに遊べ、公園の一番の目玉となり、安全・安心で遊べ、また来たいと思える公園にするということに対して、方策立案時の考え方は以下3点というふうに私は理解しました。市場や近隣市町の現況調査などを行う。利用者の中心となる小学生以下の子供の保護者の意見も取り入れる。ニーズにマッチした、これは町長も言われましたけど、安全・安心第一の遊具を検討すると。

そして、これは私の解釈ですけれども、目指す方向性として。目指す方向性ですよ。目標にしてくれとかそういった意味じゃなくて、目指す方向性として、健全な成長を促す遊びと交流人口の拡大を目指した集いの空間の創出というふうに理解したんですけれども、これでよろしいでしょうか。

**議長（金七祐太郎）**

山下ふるさと振興課長。

**ふるさと振興課長（山下栄治）**

ただいまの小浦議員仰せのとおりでございます。担当課では、町長の整備方針等を受けまして、その具現化に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**議長（金七祐太郎）**

1番 小浦議員。

**1番（小浦肇）**

しつこく申し訳ございませんでした。

大型遊具設置事業に対する町長と担当課の考え方をこれで私はしっかりと確認できました。今後は、当該事業の完了までしっかりとウオッチしていくことをこの場でお伝えして、次の質問に移ります。

それでは2つ目、健康福祉の郷なごみ大改修についての質問です。

令和5年度予算書の3款民生費、1項社会福祉費に計上されている健康福祉の郷なごみ管理費6,888万円。大型規模改修に伴う機能、整備内容の検討業務委託料が含まれていると説明を受けております。計上された委託料は幾らでしょうか。

また、大型規模改修を進めるに当たり、私見ですが、利用者からの意見聴取を実施すべきと考えますが、町長はどのような方針で進めるのかお聞かせください。

**議長（金七祐太郎）**

大森町長。

**町長（大森凡世）**

なごみの機能見直し等の検討業務委託でありますけれども、今年度、委託料といたしまして343万2,000円を計上いたしております。

町の個別施設計画において、なごみにつきましては、再編の方向性といたしまして、大規模改修を行う際には、現在提供されているサービスの見直し、また他の施設との機能複合化を検討することというふうになっております。

その個別計画の方向性に基づいて、施設の最適な機能、また大規模改修の内

容、いかにして安く長寿命化が図れるかというそういった見直しを検討することを目的としております。

この業務を進める上で、現状の分析、また必要な機能の整理などを行う際には、なごみの利用者等に対しましてアンケート調査を実施する予定としておりまして、そのアンケート内容を検討業務の参考とさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を願います。

## 議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

### 1 番（小浦肇）

委託料 3 4 3 万 2, 0 0 0 円ということで、私には高い安いということは判断いたしません、しっかりと 3 4 3 万 2, 0 0 0 円の費用を計上しているということを確認いたしました。

また、町長は、中期計画に沿って現状把握と分析をしながら、かつ利用者のアンケート調査で町民の声を取り入れ、取組する方針であるということも答弁よりしっかり把握することができました。

なので、次の質問に移ります。

担当部門は、町長の方針を受けてどのように進めるのか、お考えをお聞かせください。

私の認識は、当事業はこれから取り組む事案と認識しておりますので、ぜひとも狙いの一つに集客アップを織り込んでいただくことを望みます。

以上、答弁をお願いします。

## 議長（金七祐太郎）

西谷健康福祉課長。

### 健康福祉課長（西谷幸一）

小浦議員の御質問にお答えいたします。

なごみは、平成 1 6 年にオープンし、1 8 年が経過しております。施設は全体的に老朽化し、躯体や設備の不具合箇所が多く見られております。不具合の発生の都度、修繕を重ねてきている状況です。

具体的な改修内容やサービスの見直しについては、専門家による施設全体の劣化度合いの調査や、指定管理者や併設する施設の管理者の意見のほか、町長の答弁にもありましたとおり、利用者向けのアンケート調査も行い、なごみの抱えるハード、ソフト両面での課題の整理や利用者の要望を大規模改修に当た

つての参考といたしまして、施設を利用する皆様が快適に過ごせる空間を構築できるように取り組みたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

1 番 小浦議員。

### 1 番（小浦肇）

改修の主目的は、老朽化が進んでいる施設の対応ということを理解しました。方針を展開して行くに当たり、専門家の意見を参考にすると。そしてまた、しっかりと利用者のアンケートを実施し、利用者の意見を取り入れる取組をすということによって理解をしました。

また、集客アップ取組を意識して、その方策にも入れていただくということを希望しました。それも検討していただくということで期待をしたいと思いません。

さきの1項の質問と同じく、当該事業の完了までしっかりと私はウオッチしていきたいと思えます。

そして、今回の2点の質問で、大森町政が町民の声を町政にしっかりと反映するということを実践されていることを確認できましたということ述べていただいで、質問を終わりといたします。

## 議長（金七祐太郎）

以上で、1 番 小浦議員の一般質問を終わります。

次に、4 番 馬場議員。

### 4 番（馬場等）

それでは、おはようございます。

私も1番議員同様、少し時間をいただきます。

5月5日の珠洲市の震度6強の地震で、珠洲市は大きな被害を受けました。能登町においても被害が出ました。改めて亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方が一日も早く元の安全で安心な生活に戻れることを願っております。

議員として、できることは何かと考えました。私のできることは、町の防災、減災の政策をチェックすることです。一般質問などを通じて行うことだと思います。そのことを通じて、町民の皆さんの安全と安心を守ることが、私の議員としての重要な使命だと考えております。その思いで、今回も一般質問で防災、

減災について取り上げました。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

6月に入り、全国的には例年よりも梅雨入りが早い地域が多く、既に大雨による被害も出ています。

北陸地方は、一昨日、梅雨に入ったようです。台風などの大雨による洪水被害や土砂災害などが起こりやすい時期に入りました。まずは私たちがしっかりと災害に対する準備をしなければなりません。

最初の質問です。能登町備蓄倉庫の場所についての質問です。再度の質問になります。

令和4年9月の能登町防災備蓄計画についての質問の中で取り上げました。内容は、能登町防災備蓄倉庫は旧上町保育所を使っているが、その場所は災害用の公的備蓄品を置く備蓄倉庫の場所としてはふさわしくないのではというものでした。

その理由として挙げた点、幾つかあります。圃場整備が行われている田んぼの横にあり、周りの民家よりも低く、近くには町野川水系の二級河川で上町川が流れております。備蓄倉庫に入ってみると、湿気が多く、直置きしてあるペット飲料の箱は幾つか破れていました。以前は平屋建ての保育所だったので、小中学校ほど耐震にも厳しくなかったことなどを挙げました。

そして、町長の回答は次のようなものでした。まず、この場所が能登町の中心付近に位置していることにより、配送に適する立地である。標高55メートルのところであり、さらに土砂災害警戒区域には該当しない。また、上町川は洪水浸水想定区域が指定されていない川であり、建物から一番近いところまで直線で距離にして150メートルあるので、立地的には大きな危険がない場所だと思っている。建物自体も平成5年建設であり、一部鉄骨造りの木造平屋建てで、新耐震基準は満たしている。さらに、議会で議決した事項であり、今から見直せと言われても見直すつもりはないとの答えでした。

議会で議決したということについては私にも責任があります。

令和3年3月に能登町防災備蓄計画が改定されました。能登町防災備蓄計画とは、東日本大震災の教訓を生かすべく、備蓄及び調達に関する考え方を整理するとともに、備蓄場所を点検し、計画的に備蓄品を適正配置することを目的として、能登町が平成24年8月に作成したものです。

そして、令和3年3月に改定されました。見直しの背景として、人口動態及び指定避難所などが変化していること。コロナウイルス感染症の影響などが出ていること。そして、最後にこう書かれています。今後は5年ごとに本計画を見直し、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え修正する。

令和4年4月に更新された土砂災害ハザードマップによれば、能登町防災備

蓄倉庫、旧上町保育所は、土砂災害警戒区域には該当しないものの、狭い道路を挟んで向かいの天坂集会所は土砂災害警戒区域に入っています。目と鼻の先が土砂災害区域になっていて、周辺の民家よりも低い場所に住民は避難するとは思えないし、町として誘導すべきではないと思います。

そんな位置関係で、防災備蓄の横のグラウンド、旧上町保育所の園庭ですね、それを土砂災害での緊急避難所とした根拠をお答えください。

#### 議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

#### 総務課長（蔭田大介）

旧上町保育所のグラウンドが土砂災害での指定緊急避難場所となっていることに関するご質問ですが、上町保育所は、平成24年度の避難場所の見直しの際、準広域避難所及び緊急避難場所に指定しております。令和2年度の防災備蓄倉庫への改修に伴いまして準広域避難所から外し、緊急避難場所については旧上町保育所グラウンドとして、対象となる災害を土砂災害及び地震としております。

旧上町保育所は、土砂災害警戒区域に該当せず、議員ご指摘のとおり、近くの天坂集会所は警戒区域内となっております。集会所からグラウンド中央付近までの直線距離は、東北方向に約50メートルでございます。土砂災害ハザードマップでは、天坂集会所を含む警戒区域は南東方向に避難するよう指示されておりました。旧上町保育所グラウンドに避難した場合、土砂の範囲が想定より広がったとしても建物自体が擁壁の役目を果たすことになるため、安全が確保できるのではないかと考えております。

以上です。

#### 議長（金七祐太郎）

4番、馬場議員。

#### 4番（馬場等）

自分も何回か行ってきましたけど、備蓄倉庫の前の道路というのは本当に狭く、車1台入れるかどうか。しかも、そこへ入る大きな道路というのは川のほうにありますし。

それで次の私の意見を言いますが、石川県は今年5月19日付で、新たな河川の洪水浸水想定区域図をホームページに公開しました。その中に能登町の全ての二級河川の洪水想定区域図が載っております。町は、これを基に能登町

の洪水ハザードマップの作成をすることになっております。

ただ、すぐにはできないということ。それにしても県はちゃんと洪水浸水想定区域図を作っておりますから、前を流れる上町川の想定区域図がもう載っております。その県が作った上町川の洪水浸水想定区域図を見ると、能登町防災備蓄倉庫の場所は明らかに洪水浸水想定区域に入っています。

改めてお聞きします。それでもなお能登町防災備蓄倉庫の場所はここでよいと考えるのか、町の考えをお聞かせください。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

議員のおっしゃるとおり、町内の河川の洪水浸水想定区域図というのは、今までは町野川のみでありました。水防法の改正等によりまして、本年の5月に石川県が管理する町内の二級河川の洪水浸水想定区域図というのがホームページに公表されたわけでありまして。その結果、現在の防災備蓄倉庫は浸水想定区域内ということになったわけでありまして。

昨年の9月の議会でも答弁させていただきましたが、立地条件につきましては、土砂災害警戒区域に該当せず、当時は洪水の浸水想定区域が設定されていない状況でありましたので、大きな危険がない場所であるというふうな認識でありました。

今回、浸水想定区域内であるということが公表されておりますので、防災備蓄倉庫として最適な場所かと言われたら、今は最適ではないということになります。

### 議長（金七祐太郎）

4番、馬場議員。

### 4番（馬場等）

それでは最適じゃないということになると、6月に入り、梅雨、台風、これから豪雨、大きな災害につながる時期に入っております。そうした場合に、町として能登町防災備蓄倉庫がふさわしくないというんでしたら、次に町として考えることは、新たに防災備蓄倉庫を新たな施設に持っていく、もしくは分散備蓄している小学校、中学校のほうに、今、能登町防災備蓄倉庫にある、能登町総量の半分が置いてあるわけですね、公共備蓄品の。それを分散備蓄する。どちらかになるかなと思うんですけど、町としては今の状態から、これからは

どうするんですかということで質問いたします。お答えください。

**議長（金七祐太郎）**

大森町長。

**町長（大森凡世）**

備蓄倉庫の移転ということに関しましては、今すぐできないです。正直な話。まだ借金も返していますし。今後、新たな備蓄倉庫の場所と財源について総合的に考えていかなければならないというふうに思っておるわけでありまして。

そして、おっしゃったとおり備蓄については半分を今の備蓄倉庫、そして残りの半分を9つの小中学校に分散しておるわけでありましてけれども、今後は、その分散の割合、場所、そして物資の内容、中身など、必要に応じて計画の見直しを図っていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（金七祐太郎）**

4番、馬場議員。

**4番（馬場等）**

前向きな回答をいただいたものだと思います。できるだけ早急をお願いしたいと思います。

それとともに、洪水ハザードマップが新しくできるということになると、今までの指定避難場所、指定避難所がまた新しくなると思います。より正確な指定避難所、指定避難場所ができるかなと思います。これも一日も早く町のほうで作成していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、河川の緊急浚渫事業についてです。

これも令和2年9月と令和4年6月の過去2回、私は一般質問で取り上げています。

世界的な異常気象による大雨などにより、日本においても河川の氾濫や土砂災害が増加しております。洪水ハザードマップの早急な作成は大事です。それとともに大事なことは、河川に堆積した土砂の撤去や樹木を伐採する河川の浚渫です。

国は、5年間限定で緊急浚渫推進事業を創設し、令和2年度から令和6年度までの緊急浚渫事業を行っております。能登町においても普通河川の緊急浚渫事業が同時に行われております。



令和2年9月の一般質問では、能登町の普通河川の緊急浚渫推進事業の計画について尋ねました。そして令和4年6月の一般質問では、能登町の普通河川のしゅんせつ事業の進捗状況とともに、県が管理する能登町の二級河川、6水系11河川あると思うんですけど、それについての緊急浚渫推進事業についても尋ねました。

残すところ2年となった緊急浚渫推進事業、まずは令和4年度までの能登町の普通河川の当初の計画に対する進捗状況についてと、県が管理する能登町の二級河川については、この事業が行われた河川についてお答えください。

#### 議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

#### 建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、馬場議員からの質問にお答えさせていただきます。

町が管理する普通河川の緊急浚渫推進事業、5か年の計画の進捗状況についてですが、当初計画は15河川で約4,465立方メートルの堆積土砂の除去と、約685平方メートルの支障木の伐採を計画しておりました。ただ、事業開始後、実施状況や河川の状況変化など早期に完了した河川、当初計画にはなかった河川においても土砂除去が必要となる場合があり、現在は3河川増えた18河川で約7,190立方メートルの土砂除去と約500平方メートルの支障木伐採を計画しています。

令和4年度までの3か年の実績としましては、14河川、約5,190立方メートルの土砂除去と、約300平方メートルの支障木伐採を完了しています。ちなみに、令和4年度は8河川で1,470立方メートルの土砂除去、約200平方メートルの支障木の伐採を行っております。

また、県が管理する二級河川についての実績についてですが、確認しましたところ、令和2年度からの3年間で6河川実施しておるということでしたので、よろしく願いいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

4番、馬場議員。

#### 4番（馬場等）

順調に推移している。いろんな状況がありますから、その都度パトロールしながら、優先順位も変わってくると思いますし、そういうことであと2年ですか、しっかりと行っていただきたいと思います。

二級河川、6河川行われているということで、まだ5河川ほど残っているかなと思うんですけれども、二級河川の進捗。町が普通河川をやっていますし、県は二級河川。両方をやらないと、これは例えば町の普通河川だけやって、それが流れ込む二級河川がやってないとすると、バックウォーター現象みたい感じで逆流するというので、よくほかの災害も起きておりますから、二級河川のしゅんせつ推進事業については、しっかりと県のほうにお願いしていただきたいと思っております。

じゃ、最後の質問に行きます。

最後の質問です。定員管理の適正化についてです。

この質問も平成30年3月と令和2年12月にも二度行っております。令和2年12月では、第3次能登町行政改革の、定員管理の適正化というのは、能登町行政改革の中に位置づけられるものであります。第3次能登町行政改革の定員管理の実績について質問を行いました。

最終年度である平成31年度の目標は、平成26年度の248名に対して18名減の230名でした。ところが結果は8名減の240名で、10名目標を下回りました。その理由としては、保育士を増員したこと。行政サービスの維持を図るため、柳田、内浦総合支所の人員を確保したためと説明されました。

ところが、この評価が、10名目標を下回ったにもかかわらずA評価、要するに計画どおりに進んでいるというA評価で、評価はどこが行ったかという行政改革推進本部で行ったとの回答でした。この行政改革推進本部の構成は、本部長が町長で、副本部長が副町長と教育長、そのほか各所属長もメンバーとなっています。数字だけを見ると実績が目標の5割にも満たないのに、評価は計画どおり進んでいるA評価にはびっくりします。

第3次能登町行政改革組織の中には、区長、商工団体、それから女性団体などから成る外部のメンバー、行政改革推進委員会があります。この委員会でも実績の評価は行うべきだという意見がありました。これも前回、そういう意味で、町のほうに自分も外部の委員会のほうでも評価していただければどうですかというふうな質問をしたときに、町は、外部の行政改革推進委員会は、町の各種事業について評価する機関ではなく、行政改革の推進に関して幅広いご意見をいただく機関として設置しているとの回答でした。

そうしますと、町が行政改革の目標を決め、町が実績評価する。そして、評価の根拠も実績を見ると曖昧です。

ちなみに、もう一度、第3次能登町行政改革推進計画、これは平成27年度から令和元年度の実績報告になります。普通会計の定員管理適正化、削減目標金額は5年間で7億8,800万、これが5年間の目標です。に対する実績の金額は5億80万8,000円です。達成率が73.7%、約2億円のマイナス

ですが、評価は計画どおり進んでいるA評価になっております。

さらに、行政改革ですから、経費削減の財政効果を定員管理だけではなく行革全体の項目別で見ると、評価が行われている32項目のうち計画完了のSと計画どおり進んでいるAが25、計画より遅れているが昨年度より進んでいるBが2、昨年度から進展していないCが1項目、計画の中止のDが2項目です。評価項目で目標額と実績額、金額がどちらも入っていない項目が半数以上あります。評価の根拠が曖昧で、これで行革ができるとは自分は思いません。

現在、第4次能登町行政改革大綱が作成され、実行されております。期間は令和2年度から令和7年度です。今年1月20日に行われた外部の行政改革推進委員会の会議録を読むと、事務局より職員の定員適正化についての見直しを予定していると書かれております。計画より人数としては増加するとの説明です。

まずは見直した点と、その理由について説明ください。

#### 議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

#### 総務課長（蔭田大介）

議員のご質問のとおり、令和4年度末に第4次定員適正化計画の見直しを行っております。第5次となる計画を策定し、現在ホームページで公表しております。

まず見直した理由でございますが、見直し前の第4次計画書には、定年延長制度の導入に伴い見直しを行うことが明記されておりました。また、国からも定年引上げに伴う中長期的な定員管理を令和5年度の採用募集までに検討するよう通知がなされております。そのことから見直すことといたしました。

見直した点につきましては、65歳定年が制度完成する令和13年度まで段階的に定年年齢が引き上げられ、その間の定年退職者は原則として2年ごとにしか生じないことになることから、将来的な職員の年齢層の偏りを防ぐため、職員の新規採用を退職者補充ではなく、採用数の平準化を行うなど、国の求めに応じた中長期的なものとし、計画期間を10年としたことや、また新たに地方公営企業法の適用となった下水道事業を対象から除くなど、そのような見直しを図りましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### 議長（金七祐太郎）

4番、馬場議員。

#### 4番（馬場等）

再び今年の1月の外部の行政改革推進委員会の会議録を読むと、委員の意見として次のようなものがありました。定員管理の適正化について、そもそも適正の基準、前提条件が分からない。近隣との比較になるのか、町の人口が減っていけば当然職員も減ることになるかもしれないが、比較対象が分からないというもので、当然です。

それに対する事務局の回答は、能登町と人口、産業構造が似ている全国の行政団体。類似団体というんですけれども、全国で30から40あり、それを比較対象としている。そしてまた、合併したところはどうしても職員が多いとの答えでした。

合併して18年たっています。いまだにこの回答です。

それでは類似団体と比較してみます。総務省が公開している令和3年度の財政状況資料集を見ると、能登町の人口1,000人当たりの職員数は14.11人となっております。類似団体の59の中で58位です。すなわち職員数の多い順で第2位です。類似団体の平均を大きく上回っております。ちなみに人口1人当たりの人件費、物件費も27万7,377円で、これも類似団体59の中の58位です。同じく多い順で第2位です。類似団体との比較においても、決して定員管理の適正化が進んでいるとは言えません。

ちなみに珠洲市も同様に高いが、珠洲市の場合は退職者不補充による、退職があっても新規採用しないという、そういうことにより職員の削減とともに、公共施設等総合管理計画を考慮しながら施設の統廃合を行うなど、それによる引き続き職員の適正化に努めるとしてあります。

一方、能登町は、今言われたように定年年齢の引上げに伴い、今後職員が増加し、また定年延長が令和5年より段階的に始まることにより職員数の鈍化が想定される。それに、この委員会の会議録には、職員の新陳代謝を目的とした新採職員のバランスを図りながら定員管理が必要である。

この意味も少し分かりませんね。バランスを図りながら。定員管理、これは行財政改革の中の一つであるということを考えると、ちょっと不思議な言い方かなと思います。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には能登町の人口は8,648人になっています。人口が減り、財政規模が縮小する能登町において、現在も突出している1,000人当たりの職員数と人件費、物件費、定年延長制度と新規採用を並列して行うことは、今のままでは無理があると思います。行財政改革において定員管理の適正化の目的とは何のためにあるのか、お答えください。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

定員管理の基本的な考え方でございますけれども、定員管理とは、地方公共団体の事務事業を効果的かつ効率的に遂行するために、その遂行に要する適正な人員数である定員を定め、それを事務事業ごとに過不足なく適正に配置、管理することを目的としておるものであります。

例えば、事務量が増大している部門、また新たな事務が追加された部門においては増員し、逆に事務量が減少している部門や、また行政目的が達成された部門においては減員を行いまして、全体として多様化する今の行政需要に的確に対応する体制の確立をしていかなければならないというふうに考えておるわけでありまして。

議員おっしゃった職員数比較の指標として類似団体の職員数というのが状況ありますけれども、類似団体とは、人口と産業構造の2つの要素を基準としてグループ分けをされているものでありまして、市町村合併、また面積など、その団体ごとの特殊な要素が考慮されているものではありません。類似団体の中で職員数が多い当町の要因の7割以上が出先機関というふうに分析をしております。総合支所や支所、それから保育所、多目的交流センター、またCATVという独自の事業をやっております。など、合併後の行政サービスを維持するために早急な削減が困難な要素というのがございます。

定年延長の移行期間であっても、将来的な職員の年齢構成の偏りというのを抑制する観点から、新規に採用する職員数を平準化するなどの工夫をしていかなければなりません。このように類似団体より職員数が多いこと、また定年延長の移行期間であることを理由に、職員の採用というのを抑制することは、中長期的な観点から将来的に著しい行政サービスの低下を招くことになると思っておりますので、年齢構成や退職者数の見通しを踏まえた計画的な職員の採用を行いまして、行政サービスの安定的な提供というのを第一に考えた定員管理を行っていくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

4番、馬場議員。

## 4番（馬場等）

どうしてもやはり自治体が持続可能であるには、財政の基盤がしっかりして

ないといけないと思います。財政の基盤に非常に影響のある4つの因子というものがあります。これは人口構成の変化。能登町においても5割以上もう高齢化しております。それから経済動向ですね。景気がいいとか悪いとか。それと医療費。これも高齢化により医療費が高くなります。最後にインフラですね。公共施設総合管理計画というふうにして、非常にこれから財政的に大変な時期に向かっております。

だから今、その当场当场じゃなくて、どういう将来ビジョン、人口が例えば2040年に1万人を切ったときに、どういう町として残すのか。それを考えながら、今、人を補充していく。どういう施設を残していく。施設じゃなくて、どういうサービスを将来的に残すのか。それが大変必要だと思います。

第4次能登町行政改革大綱の基本目標は、町民協働のまちづくりと持続可能な行政運営の推進です。そのための基本方針として4つ挙げ、推進することになっております。その1番が持続可能性を確保した財政運営となっております。そのためには行財政改革、今行っております。それには目標数字、実績数字をしっかりと入れるなど、正確なアクションプランをつくることが大事だと思います。そして、その結果の評価については、外部の能登町行政改革推進委員会にも評価をいただく。すなわち民間の視点を入れることが大事だと思います。

もう一度基本に戻って、行政改革を真剣に実行していただくことを強く要望して、一般質問を終わります。

**議長（金七祐太郎）**

答弁漏れはありませんか。

以上で、4番 馬場議員の一般質問を終わります。

休 憩

**議長（金七祐太郎）**

ここでしばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。よろしくお願ひします。（午前11時00分）

再 開

**議長（金七祐太郎）**

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時10分再開）

次に、2番 吉田議員。

## 2番（吉田義法）

いつものとおり、質問に入る前に少しだけ話をさせていただきます。

先月、5月の28日に、小木で4年ぶりにイカす会が開催されました。小木港は、皆さんも御存知のとおり国内有数のスルメイカの漁獲量を誇る港です。その大部分が大和堆を中心に漁を行っております中型イカ釣り船からの水揚げによるものであります。

ただ、イカす会に使用されるスルメイカは小木港近海で釣ったものを生かしたまま使います。約2,000匹が必要だということですが、開催の数日前まで一匹も釣れていないと聞いておりました。

当日は私も会場に行きました。まず、イカがいたのか気になり、係の方に尋ねました。すると答えは、いつもより少ないけどおるよとのことでした。その言葉を聞き、ほっといたしました。そして、早速つかみ取りができる生けすに向かいました。多くのお子様連れの来場者がにぎやかに生けすを取り囲んでいました。回り込んで生けすをのぞくと、確かに例年よりは少なかったですが、たくさんイカが泳いでおりました。

スルメイカを生きたまま保存するのは難しいので、朝釣ってきたものを使うそうですが、今年は量が少なかったため、3日ほど前から取れたイカを海水をかけ流しで生かし、準備したそうです。

イカす会は、たくさんの方の地元の住民の方に支えられ開催されており、地域に合った、とてもよいイベントだと改めて感じました。関係者の皆様におかれましては大変ご苦労されていると思いますが、できる限り継続していただき、地域を盛り上げていただきたいと思います。

それでは、通告のとおり3点質問をいたします。

まず初めに、上水道未設置地区の取水について質問します。

能登町において、給水区域内であっても未給水の地区がありますが、どのくらいあるのか。そして、それはどこでしょうか。水道法第15条によりますと、水道事業者は事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとあります。いわゆる町は給水区域内の住民から水道を通してくださいと要望があった場合は、正当な理由がない限り水道を引かなければならないという定めがあるそうです。

給水区域は、町が水道水を各家庭にお届けする区域で、町が定めたものです。ですが、どのような事由で現在未給水なのか。また、給水区域外の地区は現在どこでしょうか。そして、給水区域外の地区より給水の要望があった場合はどのように対処しているのか、お答えください。

## 議長（金七祐太郎）

真智建設水道課担当課長。

### 建設水道課担当課長（真智芳郎）

それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、給水区域内での未給水の地区はどこかという質問ですが、能登地区の宮地、鮭尾、太田原、柏木、俎倉になります。

未給水の理由ですが、瑞穂地区の未給水解消事業を実施の折、平成25年度に宮地以降の加入意向を確認したところ、希望される方は3割にも満たず、高齢者も多く、今後も加入する見込みがないとのことで、費用対効果を考慮すると未普及解消事業の進捗は難しいと判断したため事業を中止したという経緯がございます。また、未給水地区で独自に飲料水供給施設を持っておられる地区もございました。

次に、給水区域外の地区についてですが、内浦地区では駒渡、田代、福光、滝之坊、明生、泉です。続いて、柳田地区では字当目の田代と字柳田の金山、能都地区におきましては豊ヶ丘になります。

給水の要望があった場合がございますが、水道事業といたしましては、これ以上の給水区域の拡大は費用対効果から見て大変難しいと考えております。要望に応えられるような制度は現時点ではございませんので、ご理解のほどお願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

現在の能登町に限らず、人口減少が著しい自治体においては、給水区域を拡張する場合は莫大な整備費が負担となることや、施設の維持管理費等を既存の給水区域の需要者からも徴収しなければならなくなるおそれがあります。金沢等に比べて人口割合の少ない能登の水道料金は高いです。この理由も分かります。それが区域を広げることによって、さらに料金の値上げが必要となってくると。そのため給水区域を広げるのは難しいことということは理解できます。

しかし、水は絶対に必要なものです。給水区域以外の地区で、滝之坊地区より取水施設の整備について要望があったと聞きました。その内容と実施した事業費、負担割合、経過についてお答えください。

### 議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。



## 農林水産課長（向井豊人）

それでは、吉田議員のご質問に答弁させていただきます。

滝之坊地区からの給水要望に対する当町の対応についてであります。初めにこれまでの経過をご説明いたしますと、令和元年6月に滝之坊町内会長より水道水の供給について相談がありまして、管内における上水道供給区域と滝之坊の飲料水供給施設についての運用状況等を確認しました。その後、同年7月に滝之坊給水共同利用組合より取水施設の再整備についての要望書が提出され、当町では簡易水道での再編や飲雑用水としての再整備を模索しましたが、水道事業での整備は難しいということから、農林事業での取水源の確保に向けて対策を協議してきました。

その結果、国の農村総合整備事業を活用し、新たな農業用の水源として取水施設を整備し、農業用水の余力を生活用水の充足として有効活用できればという思いで令和2年度に取水事業を行いました。事業の当初内容は、水源調査を含む削井工事で事業費が2,900万円、負担割合は国が55%、県が14%、町が24%、地元負担が7%でありました。

水源調査の段階では水流の層が確認されたため削井工事を実施しましたが、しかし、掘削した井戸水の水質において塩分濃度が高く、取水量も少量であったことから、農業用としても生活用水としても新たな水源としては適さず、また、他の用途でも調整も見込めなかったことにより、事業の中止を余儀なくされたものでございます。

よろしく申し上げます。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

### 2番（吉田義法）

水道事業としては行えなかったもので、農林課関係の予算を使って何とか取水しようとしたということは分かりました。農村総合整備事業としての取水事業はうまく行かなかった。そのため事業を中止するのは、これは仕方のないことかなというふうに考えますが、滝之坊地区の生活用水確保については継続して考えていかなければならないと考えます。

昨日、滝之坊地区の住民の方より意見を伺ってまいりました。何とかして水量を確保したいので、町には継続してあらゆる方法を考えていただきたいと。そういうことであります。

例えば、福光ダムの水が農業用として滝之坊地区へ通されております。一部

を生活用水として使えないのか。すぐ近くまで来ておりますので物理上は可能だと思いますが、福光ダムは農業用であり、生活用水としては目的外の使用となり、制度上に問題が生じるのではないかと予想できます。

しかし、生きていく上で、生活していく上で、水は欠かせないものであります。飲料水として使用できるようにするためのコストも考える必要がありますが、安定的に生活用水量を確保でき、効率的ならば、目的外の使用であっても柔軟な対応を取るべきだと考えます。

ここでは滝之坊地区を例に質問しておりますが、ほかにも同じような問題を抱えている地区があるはずですから、能登町全域の未給水地区のことを質問しているというふうに考えてください。

ちなみに、近隣の市町の未給水地区からの給水要望の対応策を確認いたしました。輪島市、珠洲市、穴水町の全ての自治体では、能登町と同じですけれども、給水区域の拡張は行っていないということでもあります。その代わり、輪島市では、未給水地区の集落に対して取水施設整備、主にボーリング工事によって地下水をくみ上げる方法で、その費用の80%を補助しているそうです。また珠洲市でも、同じく取水施設整備に対して1世帯当たりかかる費用の3分の2にまで、上限200万円を補助しており、集落や複数世帯共同でも対象となるということでありました。いずれも取水工事、配管、水質検査等、敷地内の配管以外の費用が補助対象となっております。両市ともに毎年数件、申請があるそうであります。

能登町も輪島市、そして珠洲市と同じような地形に集落が点在しております。未給水地区の集落や世帯に対して取水施設を整備する補助制度を能登町においても設けるべきだと考えます。町の見解をお聞かせください。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

まず、福光ダムは、松波川、九里川尻川の周辺農地へのかんがい用水として整備されたものでありまして、農業用ダム用水の利用制度上、これまでは目的外使用はできないというふうにされておりましたが、社会情勢等の変化によりまして、営農飲雑用水などへの目的外利用というのは緩和されておりました、制度上は現在は利用可能ということでもあります。

しかしながら、ダム水を飲料水にする場合は、浄水施設の整備、当該施設までの管路整備ということで非常に多額の負担が必要となってくるわけであります。滝之坊地区がそういった附帯事業を実施してほしいということであれば、

その手続、また整備費用につきまして早急に調査を実施し、地元の滝之坊地区の方と協議をしていきたいというふうに考えております。

また、おっしゃった未給水地区の集落、世帯への井戸への補助制度につきましては、そういうお声があるということであれば、今後、制度設計をしていかなければならないのかなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

## 2番（吉田義法）

水は、生きて行く上では大切なものであります。町長の答弁は当然のことであって、町民を思った答弁であったというふうに思っております。

先ほども申し上げましたけれども、滝之坊地区のことを例に挙げましたが、今日の質問を能登町の方で見ておいでましたら、同じように困っている地区、世帯があると思いますので、町のほうに連絡していただければなというふうに思います。

1970年頃、旧の内浦町では、ダムの建設や浄水場が整備され、上水道事業が開始されました。水源地であった私が住む集落、国重も当初は上水道の整備が可能でしたが、山水が豊富にあったこともあり、当時の住民はお金を払って水を得ることなど考えられなかったのでしょうか。

しかし、気候変動により温暖化や山林の荒廃、平成19年発生の能登半島地震などの影響か、一部の世帯で徐々に数量が減ってきたため、上水道の整備を要望することとなりました。当初は新規補助事業として取り組むことは難しいとのことでしたが、要望してから7年がかかりましたけれども、平成27年に給水開始となりました。

このように、最初は必要ないというふうに言っていた集落や世帯、そういった世帯もあるかも分かりませんが、状況の変化によって必要性も変化することもありますので、町としては、そのことを考慮し対応していただきたいなど考えます。

次の質問に移ります。

海洋水産センターの目的と現状について質問します。

2019年、越坂の九十九湾グランドホテル跡地に建設された能登海洋水産センター及び附属施設整備の総額と財源、町の負担額はどれぐらいだったか。また、目的と効果についてお答えください。

## 議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

### 総務課長（蔭田大介）

能登海洋水産センター及び附属施設であります。町単独事業で整備したものでありまして、総額で6億1,590万4,000円で、財源には地域活性化事業債と合併振興基金を活用しております。

続いて、目的と効果であります。金沢大学では平成30年度に学類改組を行い、理工学域に生命理工学類海洋生物資源コースを新設し、石川県の地域特性を生かした海洋生物資源に関する生命科学と環境科学を統合した基礎研究を行い、その研究成果を基盤として新技術、新産業を創出できる人材を育成することとされました。

そこで、新たな学類の教育研究施設を当町に誘致し、新産業の創出、定住人口の拡大、そして地域の活性化を図ることを目的に、能登海洋水産センターを整備したものとなっております。

効果であります。当施設に金沢大学の海洋生物資源コースの誘致に至り、魚類の養殖技術の研究推進により水産業の振興に寄与されるとともに、研究を通して町のPRにも大いにご貢献をいただいております。

以上です。

### 議長（金七祐太郎）

2番吉田議員。

#### 2番（吉田義法）

それでは、現在その施設に対して町が負担している項目と負担額をお答えください。

また、金沢大学に譲渡が検討されているようですが、それは建設当初からの計画でしょうか。2021年12月に示された第1期能登町公共施設個別施設計画で初めて聞いたような記憶があるのですが、これについては確認です。

それと、譲渡の条件は何でしょうか。お答えください。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

海洋水産センターにつきましては、金沢大学の教育研究のための施設使用ということで許可をしております。施設の運用に係る費用は全て金沢大学が負

担をしております。町は、火災保険料の9万8,000円の負担であります。

施設が傷んで大きな改修というところになりますと、まだ私どもの施設でありますので町が負担しますが、譲渡についてでありますけれども、さきの答弁とも重複いたしますが、金沢大学の教育研究施設を誘致することにより、新産業の創出、定住人口、そして交流人口の拡大による地域活性化が図られることが期待できることから、町での整備後において財産譲渡の議会のご決議をいただいた後に、大学へ無償譲渡する覚書を令和元年の2月7日に締結しております。この覚書によりまして、当施設の建物及び敷地を令和6年4月1日に無償譲渡する。現在はその予定としております。円滑な譲渡に向けて、金沢大学と現在協議を重ねているところであります。

また、これに関しましては、平成28年7月に締結いたしました能登町と国立大学法人金沢大学との人づくり・海づくり協定の目的に沿ったものでもあります。

そして、町の条例にもありますとおり、地域住民や教育機関と連携を行うことにより海洋教育の研究、または振興及び水産資源の活用を図り、町の新たな産業となり得る海洋資源の基礎研究と開発に寄与するために当該施設を設置したものでありますので、当然、譲渡後におきましても金沢大学には本趣旨を十分にご留意をしていただきまして、教育研究に活用していただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

#### 2番（吉田義法）

今、町長からもありましたけれども、金沢大学と締結した人づくり・海づくり協定という協定が結ばれているということでありましたけれども、その主な内容について教えていただきたいです。

また、その協定を基にして何か実績がありましたら、お答えください。

#### 議長（金七祐太郎）

蔭田総務課長。

#### 総務課長（蔭田大介）

人づくり・海づくり協定であります。町と金沢大学が連携と協力により地域特性や環境を活用した教育研究拠点を整備し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と持続的発展に寄与することを目的として、平成28年7月に締結した

ものであります。

この協定の主な内容であります。海洋教育の振興や水産資源などの地域資源の活用などにより、町の基幹産業である漁業の振興や教育分野での取組を通して地域振興につなげるものとなっております。

続いて実績であります。この協定の目的である教育研究拠点整備として令和元年6月に能登海洋水産センターを設立し、以降、金沢大学の教育、研究の拠点として活用されており、トラフグ、サケマス類などの養殖技術の研究が行われております。

また先月には、報道等でご承知のこととは思いますが、スルメイカを海洋深層水での飼育で身が痩せない効果があることを証明するなど、新たな養殖技術の確立にも期待され、当町の水産業の振興に大きなご貢献をいただいております。

また、小中学生を対象とした海洋教育の授業や町内の各主のイベントにもご参加いただき、実験やパネル展示などを通して当町の海洋教育にも寄与していただいておりますので、ご報告いたします。

以上です。

#### **議長（金七祐太郎）**

2番 吉田議員。

#### **2番（吉田義法）**

海洋水産センターの目的と現状について質問させていただきました。その回答を踏まえて、最後、3点目の質問に移ります。

養殖業を推進し、雇用創出を図ることを提案するに当たり、質問をいたします。

能登町における養殖業の現状をお答えください。

また、海洋水産センターでは、トラフグやニジマス、サクラマスなどの養殖技術が研究されているようですが、そのような技術を習得し、新規事業に参入しようとする者に対しての問合せ先はどこでしょうか。また、その体制や周知の現状についてお答えください。

#### **議長（金七祐太郎）**

向井農林水産課長。

#### **農林水産課長（向井豊人）**

それでは、お答えさせていただきます。

当町の養殖業者の数は3者です。内訳としまして、海上養殖が1者、陸上養殖が2者となっております。養殖業の魚種につきましては、ヒラメ、マス、トラフグ、サヨリなどになっています。

養殖業に関する支援制度の問合せ先につきましては、当町の農林水産課となっております。

なお、養殖業に新規参入する際には、漁業権等の許可や届出が必要となります。その許可等に関する問合せ先につきましては石川県の水産課となっております。

当町では、養殖への意欲的な事業者を支援するための独自の支援制度を設けておりますが、その際、町内の養殖業者をはじめ石川県や金沢大学、そして漁業関係者のご意見を伺い、協議をして制度設計をいたしております。こうしたことから、養殖業の理解や周知が広がり、また問合せにも応じられる体制は今現在整えられているというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### **議長（金七祐太郎）**

2番 吉田議員。

#### **2番（吉田義法）**

養殖業者は3者ということでありましたけれども、私が知っているのがそのうち2者ほどありますので、本格的に養殖をして出荷しているというのは1者かなというふうに思います。もう一つは、金沢大学海洋水産センター、そこが養殖ということに入りますね。

説明にもありましたけれども、養殖業に参入する事業所や個人に対しての支援制度が能登町にはあるということでありましたので、その内容について少しお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、能登海洋水産センターに技術支援を受けた事業所や個人に対して、そういう支援実績はありますか。お答えください。

#### **議長（金七祐太郎）**

向井農林水産課長。

#### **農林水産課長（向井豊人）**

答弁させていただきます。

支援の内容についてご説明いたします。

養殖業に携わる事業者を支援し、地元水産業の収益向上や養殖業の経営基盤

の強化や新産業の創出を図ることを目的としてございます。

具体的な支援事業は、養殖業促進活性化事業と養殖業施設整備事業の2種類となっております。養殖業促進活性化事業では、養殖するために必要な水槽や給水タンク、殺菌装置やろ過装置、フォークリフトなどを整える際に、その費用の一部を支援するということとなります。補助率は、その経費の10分の5、限度額は250万円となっております。もう一つ、養殖業施設整備事業では、養殖する建物を整備する際に、その費用の一部を支援します。補助率は、その経費の10分の3でございまして、限度額は600万円となっております。

続いて、支援制度の実績についてご説明いたします。

能登海洋水産センターに技術支援を受けている事業所はございますが、当町が設けております支援制度の申請には至っておりませんということで、支援実績としましては現在のところはございません。

## 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

## 2番（吉田義法）

新たに最初から始めようとする、やはり費用がかかりますね。支援する金額もかなり大きいですが、それ以上に全額負担するということになると、かなりかかるということが分かります。

海洋水産センター建設の目的の一つとして、教育研究施設を誘致し、定住人口、交流人口の拡大を図ることが挙げられていますが、海洋水産センターがあることにより町外から職員や学生などの定住を期待したものと考えます。現在、町外から来ている方が何人かご存じでしょうか。これは質問ではありません。問いかけであります。

センターが建つそばに旧の九十九湾グランドホテルの建物が残っており、町の所有になっていたものを学生が宿泊するためのものとして無償提供したと記憶しております。現在、町外から来られているのは、教授が1名、そして学生が2名の合わせて3名であります。これについては、金沢大学の都合もあるでしょうからしょうがないことだと思います。もちろんたくさん研究者や学生が来てくれることにこしたことはないですが、海洋水産センターがあることによって得られる効果は、私はこういうことではなくて、ほかに期待できることがあると思っております。水産業の振興、安定した収入を得る場、雇用創出、そして、これらに関わる産業の相乗効果です。

このことから養殖業への参入を促進してはどうかと考えます。支援制度もありますので。対象は、町内外の事業所、個人を問わず町内で養殖を営むことを



条件として参入しようとする者と海洋水産センターの間を取り持つ、そのことや町の支援制度などのセミナーを積極的に開催するべきだと考えます。

施設に6億円もかけております。これは譲渡されたとしても、私は投資だから構わないと思います。ですが、そのまま終わっていたんじゃ意味がないというふうに思います。手厚い支援制度もあります。そして窓口もあります。技術支援もできます。あとは積極的な周知、それが全然足りていないというふうに思います。もっと積極的に取り組んでいただいて、養殖業をやってみようという方、個人や企業が必ずいるはずですから、積極的に周知していただきたいというふうに思います。

海洋水産センターの松原センター長には、これだけの施設を建設してもらったのだから、町のためになることであれば積極的に協力したいという意思があることを感じました。産学官のあとは官の町であります。しっかり産学官連携で取り組んでいただきたいと考えます。

町長、答弁をお願いします。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

水産業というのは当町の大きな基幹産業であります。しかしながら、漁業従事者の減少、高齢化、漁獲量の変動など、うちの漁業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがあるということでもあります。そして、取りに行く漁業だけではなく、養殖する漁業というのも重要なこれから選択肢になるというふうに考えております。

水産センターにおいても、幾つもの養殖技術が確立されておりました、養殖に関心を持つ方も現れているところであります。同センターにおいては、子供たちに施設見学を通じて研究成果を紹介したり、現在、養殖サクラマスを学校給食の無料提供や、金沢大学の病院食にも活用されているところであります。そして、研究された養殖技術というのもよく報道されておりました、一定の周知がなされているものと思っております。

養殖業に参入したい方からの相談があった場合は、当町の支援制度の活用のために、同センターのご協力を得ながら、今後、相談しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

2番 吉田議員。

## 2番（吉田義法）

これで私の全ての質問を終えました。

最後に、私の考えを少し述べさせていただいて終わりたいと思います。

令和2年10月現在の我が町の産業分類別就業者の割合は、1次産業が13.3%、2次産業が21.2%、3次産業が65.2%、そのほかが0.3%となっております。

1次産業は僅か1割程度ですが、この1次産業の衰退がほかの産業にも大きく影響を及ぼしていると考えております。海の近くの地域では海に関わる仕事、山間部では田畑や山林での仕事をなりわいとして豊かに暮らしていける方法はないか、いつも考えております。

最近の10年の中型イカ釣り船の漁獲量は極端に減っております。隣国の違法操業による乱獲が原因の一つと考えられますが、気候変動による温暖化も要因の一つとして考えられます。その場合は減少傾向は継続することが予測できます。イカに限らず、ほかの魚介類についても同様に減少傾向ではないでしょうか。

そのため、安定的な収入を得る方策の一つとして養殖業の推進を提案いたしました。また、養殖業の推進について質問するに当たりまして、海洋水産センターの松原センター長よりいろいろお話を聞くことができました。

山間部の冷たい水でヤマメを養殖し、ある程度大きくなったら海に放しサクラマスの養殖を行う方法。これについては、先ほど説明にもありましたけれども、海で養殖を行う際は漁業権が必要となるためセンターではできないので、やってみようという方が誰かいないか。また、トラフグやニジマスなどもセンターで養殖されていますが、共同で養殖を行ってくれる方はいないか。大変忙しく、研究だけじゃなくて養殖の段取りから最初から最後まで3人で一生懸命やられているので、手が足りないのかなというふうに感じました。

そして、町内の中で養殖された魚を加工してくれる業者はいないか。加工品をふるさと納税の返礼品に使えないか。養殖魚や加工品を町内で販売する業者や消費する業者がいらないか。一度提供されたようですが、能登町産の安心・安全な魚を学校給食で使ってもらえないかなど、アイデアがあふれておりました。

今回の私の質問を通して興味を持たれた方は、ぜひ、担当が少し違うところもあるのかも分かりませんが農林水産課でいいですよ。農林水産課、62局の8524まで問い合わせていただきたいと思います。問合せがあった場合は、しっかりと対応していただきたいと思います。

以上のことを申し上げまして、一般質問を終わります。

### 議長（金七祐太郎）

以上で、2番 吉田議員の一般質問を終わります。

## 休 憩

### 議長（金七祐太郎）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。よろしくお願ひします。（午前11時55分）

## 再 開

### 議長（金七祐太郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは、次に、5番 田端議員。

### 5番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

がんの予防の最大効果は、がん検診の受診率を上げることだ。これは私の信念として、がん検診について、本日はその受診率など4点についてお伺ひします。

第4期がん対策推進基本計画が3月に閣議決定されました。背景には、がんの死因が日本で40年以上にわたり第1位であり、男性の3人に2人、女性の2人に1人が生涯のうちにかかることとされ、2021年の年間死亡者数約144万人のうち約3割の38万人が死亡しております。

また、コロナ禍により従来受診者数が減少。コロナ禍前の19年に比べ、20年は約3割、21年は約1割のマイナスとなっていることによります。

さきに挙げた基本計画には、取組に予防を明記し、がん検診の受診率の目標を引き上げております。これまでの50%から60%を目指すとしております。

先日、町から特定健康診断の案内が届きました。案内には、特定健診とともにがん検診の受診もするよう説明がありました。町民の皆様には、集団検診、医療機関での検診ともに自身の生活に合わせ受診をお願いするものであります。

ところで、がん検診の受診率の向上を図ることにつき調べると、町は国民健康保険の加入者に対する住民検診が法的に義務化されているのに対し、職場での検診、いわゆる職域検診は健康保険協会などの加入者に対してなおりますけれども、法的根拠がなく、行政が受診状況を把握できておりません。これが今の現状であります。

しかしながら、行政、特に町長は、自身の自治体住民の健康の維持、増進については重大な関心を持ち続けるべきと考えます。職域検診について、現在は法的根拠がないにしても、その受診率の状況に関心を持ち、向上を図るべきだと考えております。

この考えについて、町長の見解をお伺いします。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

がん検診についてでございますけれども、がん検診は、労働安全衛生法に基づく事業者検診、また、各医療保険者に義務づけられている特定健康診査以外のがん検診というのは、健康増進法にて各自治体を実施しているところであります。

そして厚生労働省においては、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針というのを定めておまして、当町においても、この指針に沿った形で現在がん検診を実施しております。

議員のおっしゃるとおり、国は4期の基本計画において受診率60%を目指しておりますが、この国の示したパーセントは国民生活基礎調査による推計値となっております。現在私たちが県内で把握している数値と若干求め方が違うというところで、そこは理解していただきたいと思っております。

県内市町が実施しているがん検診の受診率については、10から20%程度となっております。当町においては40歳から69歳の目標値を現在25%以上にすることを定めて、特定年齢への無料クーポン券の配布と合わせた個別の受診勧奨通知や、特に受診率の低い胃がん検診への対策として、前年度未受診であった方へ再度、個別通知による受診勧奨などを行っております。

そして町では、現在、加入保険にかかわらず、対象となる全ての方が受診できる体制というのを整えております。

また、職域におけるがん検診につきましては、現在、国で、日本国全部で実態把握できる仕組みがないんですね。そこで国は受診率向上に向けて、より正確に、また個人単位で把握できるように、4期の基本計画において、そのことについて検討するというのを言っております。

今後、国が示した基本計画の内容を勘案して、また県が策定するがん対策推進計画の内容や方法を参考にいたしまして、当町においてもその実態把握というのを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

## 議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

## 5番（田端雄市）

今ほど町長がお話しされたとおり、住民検診は法的に根拠がありまして進めてこられた。今日は話を持ってきたのは、職域検診がなかなかデータとしてになってない。町全体の受診率がどうなっているのか、がん検診についてどうなっているのか。そういったことをしっかりと把握すべきだと。これが一つの町民に対して、町長の思いをしっかりと寄せていくところではないかなと。このような思いで質問させてもらっております。

法的な根拠として、職域検診はどのような形で出てくるか分かりませんが、そこら辺に注目しながら、後から質問いたしますけれども、そういったものをしっかりと町民の健康と先ほどお話ししたとおり増進について、しっかりと関心を持って、その都度対応していく。これが大事だろうというふうに思います。

それで、次のお話に続きますけれども、先ほどお話ししましたとおり、町の特定検診、がん検診の案内が届きまして、その特定健診は、まずはコロナ禍前の受診率の回復、さらに60%を目指して取り組むこととあります。案内にそのようにあったと思うんですけれども、間違っていたら訂正をお願いします。

自己負担500円で特定健診を受け、それに付加して、それぞれの負担でがん検診を受けられることになっております。費用の負担もしながら今日まで事業が重ねられてきたわけでありましたが、ここで改めての要望を求めたい。高齢者の健康を守り、その費用負担の軽減を図るために、65歳以上の方に対しては、がん検診についての完全無料化の実施を要望するものであります。もちろん検診の周知を徹底した上でのごことであります。受診率を上げる最大のインセンティブは無料化にすることであると考えます。これについて町長の答弁を求めます。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

がん検診の無料化ということでありまして、県内の市町によっては、高いものでは集団検診で自己負担が1,000円のもの、また、医療機関で行いますがん検診で5,000円の市町もございます。

当町におきましては、仕事、家事、育児で忙しい世代に対しまして、がん検診に関心を持ってもらうために、5歳刻みの年齢の方に無料クーポン券という

のを発行しております、28年度以前はもう少し高かったんですけども、28年度から医療機関で行う胃カメラについては2,000円ですけども、その他の検診につきましては自己負担500円以下であります。500円、300円、200円という種類になっています。

そのことから、今現在、全ての65歳以上の方を無料にするというところは、今のところ少し考えていないというところであります。

以上であります。

### 議長（金七祐太郎）

5番、田端議員。

### 5番（田端雄市）

今現在のシステムですね、それについての説明をいただきました。

平成28年にこの形で進めてこられたということで、割かた長期にわたっての形で進めてこられたということでもありますけれども、だんだん人口の減少とともに対象者数も減ってくる。そしてまた健康寿命、また人間の寿命も長寿化してきまして、そうした中での生きることの願いといいますかね、そういったものの意識も随分変わってきたんじゃないかなという思いがします。

そういう意味では、そういったことも踏まえながら、どのようにすればより健康に寿命を全うしていくか。そういったことの観点から、こういった無料化ということもぜひ検討していただきたいと、このように思っております。状況も変わってきますので、そこら辺もしっかり見ながら、またそのときに合わせてぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで、先ほどお話ししましたとおり、今回の第4期のがん対策の推進基本計画にありました職域検診の法的な根拠を次に求めていく、つくっていくということを政府が言っておりますので、その件につきまして質問したいと思います。

職域検診については、さきに述べたとおり、法的根拠がないために行政は支援もできないし、受診状況も把握できていない。しかし、これについては先ほども触れたとおり、町民の健康状況の把握ができていないことになり、非常に残念なことであります。

本日取り上げた職域検診については、知人のがんの闘病生活に思い至ったことであります。なぜ、がん検診を受診し早期発見とならなかったのか。この疑問であります。がん患者の約4人に1人は20歳から64歳までの世代であり、現役で活躍される年代であります。企業の理解により大きく促進される、それが職域検診の利点でもあります。

職域検診については、公明党は以前より法的に位置づけるよう求めてまいりましたが、政府は今回の基本計画によって法的位置づけを検討することといたしました。法的位置づけが具体的にどのようなものになるか分かりませんが、自治体にとっては何より事業所との連携が肝要となります。事業所が取り入れやすい知識の普及啓発活動を、がん対策推進企業アクションなどを参考に役場が先行実施する取組を検討し、準備すべきときに来ているのではないかと考えるものであります。

事業所のモデルとしては、役場が最もよい場所と考えております。職員の健康管理の点でどのような取組をしてきたのか。直近のがん検診受診率はどれだけですか。また、啓発活動として紹介できるものがあれば教えてください。

担当課は総務課であると思いますが、答弁を求めます。また、ガバナンスの観点から町長の見解も求めたいと思います。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

当町では、先ほども申しましたが、加入している医療保険や勤めている事業所とは関係なく、各がん検診の対象となる年齢の方に個別通知、また広報などで検診を周知しておるところであります。

そして、職域で行っているがん検診は、おのおのが事業者健診などに合わせて同時に受けることの利便性などの理由から、各事業所が任意で行っているものであります。当町におきましても、その一部の事業所と連携して、事業所で実施しているがん検診に合わせて町のがん検診を行うといった取組なども行っております。

しかしながら、各事業所が任意で行っておりますがん検診というのは、おのおのが独自の検診内容で行っております。町と全ての事業所で、その内容を合わせて実施するという事は非常に困難な状況であります。町の職員につきましても健康診断を行っておりますけれども、特別ながん検診というのは実施はしておりません。そして、その受診率につきましても把握はできておりません。

また現在のところ、役場が事業所のモデルとしてがん検診に特化して取り組んだらどうかということがございますけれども、まだそこまでの状況には至っておりませんが、町民の方々への安定した行政サービスを提供するためには、職員の健康管理対策というのは非常に重要でございますので、引き続き今後も町が進めるがん検診の受診勧奨をするなど職員の健康管理と疾病予防の

啓発に努めてまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

## 議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

## 5番（田端雄市）

今ほども町長からお話がありましたとおり、職域の職場の検診につきましては、なかなか、特定健診と合わせてがん検診を進めていく中で、年齢に合った方であれば、がん検診が受けられるということに、そういう体制になっているということですね。

ただ、そういったものが職場で受けても任意になっているから、それが職場では分かるにしても、町全体としてはなかなかデータとして分からないということだと思っておりますね。

そういう中であって、町の中の受診率がどうなのかということは分かるんじゃないかと、こう思って受診率をお聞きしたわけですがけれども、もしそれがはっきり分かってないということであれば、これは町の職員の職場の問題としてしっかり考えていただきたいなと思います。同じ同僚が、一緒に仕事をしていたメンバーが、同僚が健康にずっと行けるということを共々に支え合いながら、また励まし合いながら進んでいくという職場環境というものが非常に大事でないかなと私は思うんですね。

そういう意味では、役場においては共済の事業としての検診だと思いますけれども、その検診の受診率をしっかり把握しながら、どのようにして同じこの役場庁舎に働くメンバーが最後までしっかり全うできるような体制に持っていくかということも大事な視点だと思います。

これが1点、私が思うことと、もう1点は、次に来年、第4期のがん対策の推進計画というのは23年から6年間の計画だだと思いますので、今からスタートするわけなので、役場の職域検診をしっかりモデルケースとして、町内の職場に波動を起こしていくような、啓発できるような、そういったモデルケースにするという、そういった意気込みで職域検診に取り組んだらどうかと、このように思うところであります。

しっかりと自分の役場に縁して、こうして入所されて仕事されているわけですから、最後まで全うできるような、そういった形の仕事の人生を送らせていただきたいなと、このように思いますので、そういった啓発のツールというのは、先ほど紹介しましたががん対策の推進企業アクションなどでも紹介されておりますし、そういったものを見ていると、100人規模なら100%ぐらいの受診率で推移しているところも結構あります。そういう意味では、いろんなツ



ールがあると思いますので、そこら辺をしっかりとまた庁内で検討されまして進めていただきたいと、このように思いますので、そこら辺をよろしく願います。

今回、最後の質問になりますけれども、がん検診に併せて、がん教育の拡充を求めるといことでございます。

教育現場でのがん教育は、今までも実施されてきたところとありますが、町は恒常的にがん検診の認知度を高めていくため、今まで以上に拡充をしていくべきと考えます。

今回のがん検診の質問をまとめるに当たり、東京大学大学院の中川恵一特任教授のインタビューなどを参考にしました。中川教授は、私自身もがん患者の一人であるが、40年近くがん専門医をやってきたにもかかわらず、がんと知ったときには相当のショックを受けたという体験をお話しされておりました。この方は2008年から中学生に対し、がん教育を実施してこられた。来し方を振り返り、今、学習指導要領に盛り込まれた以上、中学、高校ともにごがん教育の授業実施率100%を目指してほしい。このように話されております。

現代において、発症原因も分からず、根治治療も存在しない難病が世の中にはたくさんあります。その中で、がんは禁煙や飲酒、適度な運動など生活習慣を見直すことでリスクを大幅に下げることができます。今やがんは全体で3分の2が治り、がん検診による早期発見、治療なら9割以上が完治する。生活習慣を整えることと検診による早期発見が命を守る秘訣と言えます。

日本人にがんの知識がないことの例を挙げます。大腸がんは、日本で一番多いとされますが、1年間に大腸がんで亡くなる人は米国とほぼ同数である。米国で人口は日本の2.6倍でありながらであります。さらに、欧米では、がん死亡数は減少してきておりますが、先進国では日本だけが増加の一途をたどっている。改めて、がんの知識のないことが考えられるところでもあります。

がん教育の目標は、1つは、がんを正しく知ること。2つ目が健康や命の大切さをより深く認識できるようにすることです。このため、国は医師やがん経験者を外部講師として活用することを推奨しております。がん経験者や日々がん患者を見ている医療者の言葉は非常に重く、子供たちの関心も高くなります。

外部講師の活用にあたっては、授業を担う側として、子供たちの中に小児がんの当事者や治療中の家族、身近な人をがんで亡くしている場合などには配慮が必要ではあります。とにかく子供へのがん教育が親世代に好影響を及ぼしている事例もあります。

中川教授が関わってきた自治体、香川県宇多津町では、がん教育を行うことで大人世代の検診受診率が上がった。授業を受けた子供たちが親に受診を勧め

ているということであります。副次的ではありますが、大変重要な事実であります。

長年、がん教育に携わってこられた医師の話として真摯に受け止め、がん教育の拡充に努めるべきと考えます。町長の見解をお聞きします。

#### 議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

#### 教育長（眞智富子）

私のほうから、能登町の子供のがん教育について答弁をさせていただきます。

当町の小中学校におけるがん教育につきましては、全ての学校で実施しております。保健体育担当教諭や養護教諭が主となり、これまでも保健所職員、がん経験者、がん関連団体等を外部講師としてお招きすることもございました。

がんに対する正しい知識や、子供の頃から健康に留意した適切な生活習慣を身につけることががん予防につながることや、自他の健康と命の大切さなどを学ぶことができるよう取り組んでおります。

今後も学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じたがん教育の実践を継続してまいります。

以上でございます。

#### 議長（金七祐太郎）

5番 田端議員。

#### 5番（田端雄市）

教育長の答弁ありがとうございました。

今ほども、がん教育は実施しているということなので、さらに現状に甘んじることなく、さらにいろんな工夫をしながら認知度を高めていただきたいと、このように思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

#### 議長（金七祐太郎）

以上で、5番 田端議員の一般質問を終わります。

それでは次に、8番 市濱議員。

#### 8番（市濱等）

それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。

2年以上も続く能登地方の地震、昨年の珠洲の震度5強に続き、今年5月5日には震度6強が発生いたしました。特に珠洲市正院、蛸島、野々江周辺は大変な被害であります。

珠洲市には、国が激甚災害と指定するほどの大きな災害が発生いたしました。私たち防災士会も隣町の一大事だということで、災害に対して何かお手伝いできないかとの思いに駆られて、町長の議案説明の中にもございましたが、会員はもとより能登高校のJRCの生徒、2日目には県会議員の堂前さんも会員でありますので終日参加をいただきまして、ボランティア活動をさせていただきました。特にJRCの部員の生徒とは、休憩時間に私も約五十数年前に宇出津高校の初代リーダーとして活動したことを語り、盛り上がり、私も大変元気が出ました。おかげさまで珠洲市民の皆様に変感謝をいただきました。珠洲市民の皆様にも心よりお見舞い申し上げます。

珠洲市民だけではなくて、能登町にも被害が発生しております。被災された町民の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

この群発地震は、まだまだ収束したとは言えないと有識者の先生方からお話をされております。

先日も白丸公民館事業として、能登地方の地震について、興信工業のタケダさんの講演が行われ、地球の地盤、能登地方の地震について地質調査の専門的な話を伺いました。結論としては、地震は地球上、特に日本ではどこにでも発生する、起こり得ることだということで、発生したときに自分の身の安全を守る平生の対策、片づけ、家具の転倒防止、耐震補強等、大切とのことでありました。また、日本海海底断層が動く、大きな津波の心配もあるとの認識も示されております。早くに収束することを願うばかりであります。

それでは、本題に入りたいと思います。

そんな中、能登町企画財政課では、能登町建設工事競争入札参加資格に係る主観的な事項審査事務取扱要綱において、令和5年3月10日に画期的な要綱が告示され、今年度、令和5年4月1日から施行されております建築工事指名資格審査要件についてお聞きをいたします。

この防災士資格の追加要綱について、内容を詳しくお聞きしたい。また、石川県はどのような対応をしているのか。また、ほかの市町の現状もお聞きできればと思います。

## 議長（金七祐太郎）

吉村企画財政課長。

## 企画財政課長（吉村泰輝）

それでは、市濱議員のご質問に答弁させていただきます。

まず主観的要件についてでございますが、入札参加業者を選定する際に業者ごとに総合点数による等級をつけております。総合点数は、建設工事の経営事項審査に基づく客観点数と主観的事項審査、いわゆる主観的要件の審査に基づく主観点数を合計したものであります。

主観的要件につきましては、技術力であります工事成績、ISO9001の認証取得のほかに、社会性としまして、ISO14001、災害協定、除雪、消防団協力事業所、障害者の雇用、女性技術者の雇用のほか、今年度より防災士の雇用を追加しております。これは地域防災力の強化に向けまして防災士の重要性がこれまで以上に高まっているということから、防災士資格取得の推進を目的として、町が消防団協力事業所と同様に災害対応などの地域貢献に寄与しているということから追加したものでございます。

なお、ほかの自治体の現状につきましては、石川県、珠洲市、羽咋市が防災士の雇用による同様の加点を行っております。

以上でございます。

## 議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

## 8番（市濱等）

大変詳しく教えていただきまして、ありがとうございました。

自然災害の対応に強いまちづくりを目指す能登町としては、いい企画、政策ではないかと喜んでおります。

建設、建築工事は、地質学、気象学、構造学、衛生学、地球上のありとあらゆる学問が要求されていると私は思っております。防災士認証制度は、このほとんどの内容が含まれていて、一人でも多くの方々がこの防災士教本、これです、ね、に触れられて、承認を取得されることを希望したいものであります。

また、自然災害を大きな災害にする要因といたしましては、人為的に知識、認識の不足に起因するところが大きいと私は感じています。災害を未然に防ぐには、予防するための英知をしっかりと習得された施工技術者、工事関係者がぜひ必要であります。ぜひ防災士認証は必要と感じております。

災害に強い環境をつくる上においても、町に支援をいただき、防災士認証を取得した方々が一人でも多くなり、安心・安全なまちができることを願うばかりであります。

この告示の文言では、防災士組織に協力する方と言われておりますが、防災士組織が組織されていない地域もございまして、取得された方々が能登町の防災

士会に登録されて活動に協力することとも文言に付け加えていただきたい。取得された方々が活動の場を広げていただけるような文言になればと思うが、伺いたい。

#### 議長（金七祐太郎）

吉村企画財政課長。

#### 企画財政課長（吉村泰輝）

それでは、答弁させていただきます。

議員さんおっしゃる地域の自主防災組織の防災活動に取り組み、協力することについてであります。防災士の資格を持った方を雇用しているというだけで加点するのではなく、防災活動に協力することも加点要件に加えて、主観的事項審査の申請時に誓約をしていただいております。

地域によっては自主防災組織がないところもあるということで、防災士会も含めた考え方ができるかということですが、防災士会へ入会し、防災活動を行っているということであれば、現状でもこの要件を満たしていると考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

#### 8番（市濱等）

どうもありがとうございました。

私は防災について常日頃思うことは、身近な、小さな危険を回避すること。このことが一大事を回避する最も有効な手段、防災ではないか、このように思っております。

例えば道路を走行中、路肩に石ころが転んでいる。特に能登町は山から山、谷から谷の路面が多くて、道路の両端が水平なところはほとんどありません。地形であります。道路の路肩に見知らぬ石が転んでいたら、その状況がもう崖崩れ災害の兆しではないかなと私は思っているんです。車を止めて、能登町建設課、あるいは県の維持管理課に知らせる。こんなことも防災の第一歩だと思います。ぜひ町民の皆様一人一人が防災の意識を持っていただき、災害に強い町を目指しましょう。

ここで一つ付け加えさせていただくと、度々申し上げておることですが、能登町有線テレビ、緊急情報がありますと表示がありますが、ボタンを切り替えて御覧くださいとの案内があります。緊急情報は、緊急情報の内容が

9チャンネルを開いたら画面に直接表示されるようにしていただけないかな。していただきたい。お年寄りの方々がスイッチを切り替えなければ緊急情報が見れない。9チャンネルを入れた瞬間に緊急情報が分かればいいなと思います。お年寄り、みんなが戸惑うことのないような配慮ができないか。このことを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

続いて、県道35号線、国道245号線、交通難所解消の進捗状況はということで質問をさせていただきます。

私は度々道路行政について質問させていただいておりますが、なかなか私の思いでは進捗しないと感じております。特に国道、県道はほとんど進捗していないのではないかなというふうに感じております。

国道、県道に関しては、県の方針も聞くと、能登半島は2つのはしご、ラダー方式で整備するのだと聞いていますが、相当これはうがった考え方もかもしれませんが、外浦方面は順調に進んでいるように見えますが、富山湾、特に能登町周辺は工事が進んでいないように見えます。かと思うと、周辺市町でも至るところで建設工事が行われており、国道249号線に関しては、隣町との境界線まで拡幅され、物すごく道路交通環境がよくなっております。

しかし、これより能登町の看板が見えるや、昔のままで急カーブが続く、拡幅はおろか、冬道では凍結がいつまでも解けない最悪路が続いております。これでは内海の静かな風光明媚な海岸線を観光客にアピールできないし、周辺に生活する住民の安全性、快適な生活空間の提供はできないのではないかなと。特に曾山付近から三波街道は全く手つかずのように見えます。

人口の集中している小木、姫、真脇、特に宇出津地区、海岸線に人口が集中しております。国、県が言うように、ダブルラダー、この構想はいい案だと思いますが、能登半島は富山湾に面して緩やかに弧を描いております。特にこの湾の中腹に位置する能登町は、私が申すまでもなく、海岸線に人口が集中しております。誰が考えても珠洲道路を経なくて、小さな弧を描く国道を利用して大きな経済圏へアクセスしたいのが理想だと私は思います。特に小木、姫、真脇の方々はそれが理想だと私は思います。

しかし現状では、大きな経済圏へのアクセスは珠洲道路を目指して車を走らせて、特に宇出津の方々は宇出津町野線を利用して中ほどから三郷へ入るように鶴町を抜けて桜峠の道路を目指して珠洲道路に出る。何と効率の悪い、また燃料代がかかり、危険だなど。こんな環境をまだ続けるような国、県の方策であります。

新しい道を造れとはなかなか言えませんが、今ある道路、県道の危険箇所、狭いところを拡幅して危険のない道路にできないか、進達することは可能か、お聞きをしたい。

## 議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

## 建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、市濱議員の質問に答えさせていただきます。

県道35号線、能都内浦線は、宇出津地区から松波地区を海岸線で結ぶ主要地方道で、国道249号は、七尾市から輪島市を經由して金沢市に至る能登半島一周する一般国道であります。当町にとってはともに重要な幹線道路であります。

石川県では、議員がおっしゃるように道路を2本のはしご状に見立てたダブルラダー輝きの美知構想により、幹線道路網の整備を進めております。国道、県道の危険な箇所や狭い箇所地元から要望があれば石川県に対して進達いたしますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

8番、市濱議員。

## 8番（市濱等）

ありがとうございます。

さきには能登町全体的にお聞きをいたしました。それでは、個々の危険箇所、拡幅が必要と私が思う箇所についてお聞きをいたします。

国道から申しますと、曾山から宇出津までの拡幅計画はあるのか。なければ、どのように進達して改良を促せばいいのかをお聞きしたい。特に危険箇所といたしましては、波並一矢波間の矢波の弁天社地先のくねった危険な箇所。以前では交通死亡事故もあり、度々交通事故が発生をして、早急に対策が望まれます。三、四年前には矢波の区長さんが区長会を通じて要望されたというふうにお聞きしていますが、その後の進捗状況、いつから工事にかかれるのか。何かそのほかの障壁があるのかをお伺いしたい。

県道に関しては、通称県道35号線、能都内浦線についてお聞きをいたします。

まず、羽根海岸お宮さんから船着場を経て羽根の停留所の区間。次に、小浦定置網倉庫付近から集落。八王子社を経て浄化槽付近までの区間。また、千畳敷パーキングから真脇大橋までの狭い道路の拡幅改修等々、梅雨どきになると、急傾斜でいつ高倉山の崖が崩落するか、地域住民は安心して通れないのではないか。20年前は度々崩落を繰り返しておりました。

次に、真脇トンネルから真脇姫交差点の道路新設工事、この進捗状況。いつになったら完成するのか、状況はどうか聞きたい。

次に、能登町で最近、全国的に超有名な話題を提供しているイカの駅つくモール周辺の県道、拡幅の願いが地元から要望されておりますが、現在の状況はどうか聞きたい。

最後に、内浦長尾と新村の境、船まきば周辺のごくごく狭い急カーブの解消は地権者の同意が得られれば可能か、お聞きをいたしたい。

よろしく申し上げます。

### 議長（金七祐太郎）

鏡島建設水道課長。

### 建設水道課長（鏡島敏雄）

それでは、お答えいたします。

国道249号の本木地区、それから能都内浦線の真脇地区につきましては、能登総合開発促進協議会や町長会などを通じ、石川県に対して事業の推進を要望しております。

このほか、議員から国道、県道の危険箇所や整備が急がれる箇所を挙げていただきましたが、地元から要望のありました羽根、小浦、越坂地区につきましては、既に石川県に進達しております。そのほかで対策が必要と認められる場合は、管理者であります石川県に対して事業化に向けて働きかけてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

### 8番（市濱等）

ありがとうございます。

今お聞きしますと、3か所については進達をしてあるということですね。その進達の状況を本当はしっかりと内容まで聞かればなというふうに私は思いましたが、質問の途中でございますので、また後日しっかりと教えていただければありがたいな。そして、皆さんに広報していただければ大変ありがたいなというふうに思います。

それでは質問を続けていきたいと思っております。

町長は、今度の人事異動で、先ほどから2回も答弁をさせていただいておる建設課長、姫に生活されておる方だというふうにお聞きしておりますが、この環



境を町長は前進するために不退転の決意で臨まれているのだと、私はこう好意的に理解をさせていただいております。

今議論が集中している中学校の統合問題、どこに集約するかということは決まっていないと思いますが、いずれにせよ子供たちは遠い距離を移動しなくてはなりません。現在でも姫、真脇の児童たちは曲がりくねった道を毎日朝夕、県道35号線を利用して移動しております。

昨日、小中学校の適正配置方針説明会の中において、通学は路線バスを利用するのだというふうな方針だとお聞きしました。曲がりくねった道を長時間バスに揺られて、通学は生徒たちにはよい環境ではないと思います。路線バス、マイクロバスを預かる運転手さんは大変な思いでの業務ではないかと推察をしております。

今後、公共交通問題も議論されるであろうと思いますが、どれだけ自由に情報管理、ウェブで会議ができて、どうしても移動手段は必要と思います。町長には、ぜひこの先、この問題に対して最優先で対処していただきたい。このように思います。

それでは、次の質問に入ります。

松くい虫対策についてご質問をいたします。

松くい虫対策、長年の成果と今後の対策を問うということで質問をさせていただきます。

先日も新聞紙上、マスコミをにぎわしている能登町における松くい虫被害。私の目には縮小したとはどうも思えない。対策に効果が見えないのが現状と思うが、担当する農林課はどのように見ておるのか。

昨年度、令和4年度は2,863万8,000円の予算を投入し、今年度は2,626万3,000円の計上でございます。この少ない予算で能登町全域の対策は無理があるのではないかと。マツタケの生産地をしっかりと保全することと、特に景観の保全が必要などところに行き届いていないのではないかと。思います。

答弁をお願いいたします。

## 議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

## 農林水産課長（向井豊人）

それでは、市濱議員のご質問に答弁させていただきます。

当町では、能登森林組合に松くい虫の被害状況の調査を依頼し、取りまとめを行っております。その調査によりますと、当町の被害につきましては、平成24年度以降増加傾向でありましたが、平成30年度をピークに近年は減少傾

向にございます。

松くい虫の対策には、被害を発生させない予防対策と、実際に被害が出た場合に行う駆除対策がありますが、長年継続して行っている対策の効果が出ているものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

### 議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

### 8番（市濱等）

松のある景色、日本の観光上、必要不可欠なものではないかなというふうに考えております。農林水産課の対応だけではなく、横断的に、ふるさと振興課も含めた対応が求められるのではないかと。

松のある景色、観光地にはなくてはならない樹木の一つであります。日本では正月飾りにはイの一番に語られております。松竹梅、この松を観光地としては枯らすことはできないと思います。

先日もボランティアで珠洲市に出かけましたが、見附島付近の松、鉢ヶ崎海岸の松は枯れたものが見られませんでした。しっかりと樹幹注入が施され、メンプレートがしっかりと打ち込まれておりました。

去年は伐倒費用が追加されて九十九湾の枯れ松は目立たなくなりましたが、特に観光地において枯れ松が目立つ。特に遠島山公園、羽根方面から見ると大変なありさまであります。

また、九十九湾周辺はもとより、千畳敷周辺、赤崎海岸、恋路海岸などは、松の勢いのよい老木は皆無に等しいと思います。農林課の予算づけにプラスして観光の方面からも手を打つべきだと思うが、いかがでしょうか。お聞きいたします。

### 議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

### 農林水産課長（向井豊人）

それでは、答弁させていただきます。

松くい虫防除事業は、被害木調査の結果を踏まえまして、被害が顕著な箇所を見つけ、実施しておるところであります。

議員がおっしゃるとおり、当町の景勝地においても松枯れが散見されることから、所管課と情報共有を図りまして被害木の伐倒駆除を実施しているところでもあります。特に、おっしゃられた九十九湾周辺につきましては、今年度及び

次年度にかけまして石川県でも伐倒駆除が実施される予定だと聞いております。また、それ以外の景勝地等についても、立ち枯れ等の支障木の調査や伐採、松を含めた樹木の健全な保全に取り組んでまいります。

今後も所管課や石川県、そして森林組合と連携を図りまして、当町のすばらしい景勝地の景観の保全に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

8番 市濱議員。

### 8番（市濱等）

ありがとうございました。どうかしっかりと対策をよろしく願いいたします。

また、こうざいな話ですが、散布の方法にも工夫が必要ではないかなと。一年に一度上空から散布するだけでなくして、5、6、7ぐらい、3回は必要だと業者の方からはお聞きしておりますが。

また、能登町でも明らかに効果が違う場所がございます。それはどこかと申しますと、柳田植物園周辺の松には枯れた松がほとんど見られません。道路を挟んだ山林にはかなりの数が見てとれますが、散布の方法に違いがあり、これは効果が出ております。有効だと認められております。これなどは参考になると思います。よいものを集中して施工することも必要と考え、方法を検討し、対策を講じるべきではないかなと。今後の対応をお聞きします。

お願いします。

### 議長（金七祐太郎）

向井農林水産課長。

### 農林水産課長（向井豊人）

それでは、答弁させていただきます。

松くい虫の予防対策の方法は、ヘリコプターを使用する空中散布と、噴霧器を利用する地上散布と、直接木に注射する樹幹注入の3つを実施しております。

空中散布の効果的な実施回数についてですが、当町が散布に使用している薬剤は1回の散布で有効なものを採用しております。

また、柳田植物公園で行っている地上散布の方法が最も効果が現れているということではありますが、これは対象地まで機材を運ぶ運搬道が確保されていることなどの地理的条件がございまして、地上散布をほかの場所に採用すること

は今のところ難しい面があります。

松くい虫防除対策は、対象地の立地的条件や地理的条件と費用対効果を勘案して、最もよい方法を選択し、実施しております。今後も継続し、効果的な方法を取り入れていきますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

**議長（金七祐太郎）**

8番 市濱議員。

**8番（市濱等）**

ぜひ効果が出るように検討いただいて、対策を進めていただきたいと思います。

それでは、最後に一言付け加えさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

この6月議会、地方創生資金をしっかりと地域経済支援、商店街活性化のために活用された。特に、ひまわりカード充実に対し、手厚いプレミアム要件を付与される議案の提出は、必ずや町の活性化につながることに期待をしております。

これで質問を終わります。

**議長（金七祐太郎）**

以上で、8番 市濱議員の一般質問を終わります。

休 憩

**議長（金七祐太郎）**

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後2時10分から再開いたします。  
(午後2時00分)

再 開

**議長（金七祐太郎）**

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後2時10分再開)

次に、10番 酒元議員。

**10番（酒元法子）**

私からも、先日の珠洲沖の地震でお亡くなりになられました方には心よりお

見舞い申し上げたいと思います。また、被災に遭われた方々も一日も早い復興ができますように。そして、毎日のように起こっておりますこの地震が一日も早く収まることを願って、心よりご祈念申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

固定資産税の減税措置についてお尋ねしたいと思います。

能登町でも少子・高齢化が進み、空き家と休耕地が増加傾向にあり、町といたしましてもいろんな対策はしていると思いますが、なかなか実効性については困難であろうと思います。

住んでいる高齢者の方々や私たちにいたしましても、住み慣れた家を離れなければならない、そういう境遇に立たされて仕方なく空き家になっております。

また休耕地にしても、後継者がいなくて。働くのが嫌で休耕地にしているんじゃないんです。山林にいたしましても、せっかく育てた木々が必要とされない。仮に売り払っても残りが僅かという状況の中で手入れもできない。そうすると道もなくなり大変な思いで暮らしていることは、こういうことを町の方々には分からない人もいるかも分かりませんし、とにかく理解をしていただくためには、こうしてお話をさせていただく機会があったらばこそと思って、思い切ってお話をさせていただくことにいたしました。

そこで、こうした状況の中、固定資産税の減税措置というものを考えられておられるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

町では、地方税法に基づいて固定資産税の賦課をしております。そして、軽減する措置につきましても法律に基づいた形の取扱いとなっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

また、おっしゃってございました空き家等につきましては、町のふるさと空き家情報制度に登録された空き家につきましては、家財道具等の処分助成金というのもありますし、空き家の活用への援助も行っておるわけであります。

また、解体の助成もございますので、空き家の処分や休耕地の対策というのを考えていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

## 10番（酒元法子）

重々承知はしているんですが、空き家にしても、例えば町でリノベーションして新規に貸し出すということも考えられるかなと思うんですが、Uターン、Iターン、そして新規移住者とか、そういう方々に貸し付けるという方法も取っておられるのでしょうか。

壊すには金を出していると聞きましたが、リフォームしたりリノベーションしたりするというのは、やっておられるのですか。

それとまた、休耕地をどうしても税収が足りなくなると町がやっていけないのはよく分かりますので、何とかして税収を得る工夫と申しますか、休耕地にしてもいろいろな条件があろうかと思いますが、漢方薬の製薬会社と提携して、薬草の町として植えていくように町として働きかけていったらどうかなど。税収をどうしたら生まれるかということも考えてみたりするんですが。それもまた水源地を求めて海外から土地を買いに来る、そういう現象にも今なっているそうでありまして、やはり放ってただ見守っているだけではなくて、何か対策をして、空いた家は使えるようにして、また休耕地は休耕地で何とか町で対策をして、金になる、税金が入る、そのような対策を持っていったらいかがかなと思うんです。

とにかく固定資産税に代わる永続的税収を見つけ出し、それに充当できれば税率評価額も引き下げることが可能になるのではないかと。また、たばこ税やイカキングのこの間の6億円の、いろんな形での増収分は、減税効果に変えられる対策、政策として還元できないのでしょうか。お尋ねいたします。

## 議長（金七祐太郎）

大森町長。

## 町長（大森凡世）

定住促進協議会で空き家対策というのは行っていますし、リノベーションに対しても間に入っております。それから、町内の全ての休耕田、休耕地、あるいは山林を町が全て管理して何かに使うということは非常に不可能な状態じゃないかなというふうに考えております。

町有地につきましては、できる限り売れるところは売って、固定資産税が入ってくるような形を取るようにはしておるところが現状であります。

## 議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

### 10番（酒元法子）

私たちのようなへんぴなところに住んでおりますと、山林にいたしましても、火災が発生しても、どれだけ立派な高規格車が何台走ってこられても道がなくで上がっていけない。そして、ホースを背負って坂道を一列に上がっていてもなかなか火を消すことができないような状況の土地と、便利なところの土地と、同じ評価をされているのかなと不思議に思ったりするんですけれども。そういうことはないのでしょうか。

### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

### 町長（大森凡世）

今おっしゃられましたけれども、固定資産の評価についてでございますけれども、固定資産の評価というのは、国が定めた固定資産の評価基準というものがあって、それに基づいて行われており、それを基に町が価格を決定し、そして課税標準額を算定し、率を掛けたものが固定資産税となります。

土地と家屋につきましては、原則3年ごとに評価替えを行っております。賦課期日であります1月1日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。評価替えを行うのは、3年間の価格の変動に対し、均衡の取れた適正な価格に見直しを行うものであり、今回は令和6年度が評価替えの年というふうになっております。

宅地においては毎年修正を行っております。当町でも路線価などにより、道幅の狭いところ、広いところでは評価に差異がございます。そして、酒元さんのところのような路線価を設定しない地区では標準価格を設定して評価しております。ですから、都市部と山間部では当然評価額が違っております。

また、農地や山林の評価につきましては、現況の類似する地区ごとに標準的な田畑、山林を選定いたしまして、その適正な時価と比べて不動産鑑定士が各筆を評価しているということでございますので、よろしく願いいたします。

### 議長（金七祐太郎）

10番 酒元議員。

### 10番（酒元法子）

そうすると、固定資産税の軽減について、地域決定型地方税制特例措置というのを聞きました。地方税法の定める範囲内で、地方自治体が特例措置の内容

を条例で定めることができるようにする仕組みとして導入されたと。新規移住者や保育園が一般的だと言われておりますが、それぞれの自治体で工夫ができる仕組みであることから、私たちの町といたしましてもそうした工夫ができることになるのではないかと思いますので、検討に検討を重ねていただきまして、固定資産軽減のお願いにさせていただきたいと思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

### 議長（金七祐太郎）

以上で、10番 酒元議員の一般質問を終わります。

それでは次に、13番 志幸議員。

### 13番（志幸松栄）

お願いいたします。

最後ということで、私、久しぶりに最後にさせていただきました。本当に今日は皆さん、朝の10時から今までの方々が6名の方々、前置きが同じような地震のことを全て言われました。それを割愛させていただきました。私は前置きに違うものを一ついきたいなど。私の心の中にあるものでございます。

昨日、おとついで、6月11日に私たち能登町のイカ釣り船団が2隻出航されました。その問題について、今こういう時勢において、北朝鮮の方々がミサイルとかあれとか言っておる中で、本当にそのとき偶然にも中日新聞の1面に、こういう執行者に対するプラスになるような、水産庁の元長官の方々が元気で行ってこいよというような、日本の国のほうから水産庁は支援しているよということを唱えているような新聞も見えました。

そういうことで、私は今11日に出航された方々がより海上安全と、それから乗組員の方々、家族の健康、それから最終的には笑顔で大漁していただいて、12月まで健康で大漁して笑顔で帰ってくることを望むものでございます。大漁、満足していただければなと思っております。

それでは、今日、議長、2点の質問をさせていただきます。

私も年がいきましたので、こういう質問しかできないんです。だんだんだんだん先祖に対する、前回2名の方が質問されましたけれども、私は町長の答弁も聞いておりませんでした。今日どういうふうにして答弁されるかなと思うんですけど。

1点目は、共同墓地の建設について。建設というより、共同墓地の問題を行政で音頭を取って検討させていただきたいなと思うことを一つ思うものですから、その問題について。

質問は、何しろ共同墓地の問題について。



私たち、だんだんだんだん年を召して、この年も、皆さん少子化、少子化と言われますけれども、近年、能登町の人口動態では高齢化、それから少子化、そして核家族化の社会構造の変化とともに、先祖の供養の在り方について、今日も正直言って葬式欄を見ますと葬式終了と出ております。この人、何歳まで、一人で生きてきたんだらうかというような懸念を私は感じるわけでございます。

そういう中で、当町として、いつまでもそういう方々、皆さん個人的、家族、家族ってみんな先祖を持っておられる人、全員おられますけれども、共同問題で何とかできるかなということの一つ行政で音頭を取っていただきたいなということの一つ当町にお伺いしたいなと思っております。

その問題の一つ、町長のお答えによっては、また再度質問させてもらいますけれども、その問題の一つお答えいただきたいと思っております。どういうふうにして今考えておられるのか、お願いいたします。

#### 議長（金七祐太郎）

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

議員のおっしゃるとおり、昨年12月にも答弁させていただいておりますけれども、人口減少、少子・高齢化で、供養の在り方というところが多様化しておるわけでありまして、先祖代々のお墓を継承、維持していくことが困難なケースがあるということは認識をしておるところであります。

そういったことから、都市部におきましても合葬墓というのが少しずつ建設されてきておりまして、県内の自治体においても幾つかの自治体が整備されているところでもあります。

しかし当町におきましては、現在、墓地というところを整備してきておりまして、一昨年も造成をしたところではありますが、現在の墓地の使用状況、申込みがあったところにおいては、一応98.5%が申込み済みだということで、依然として墓地使用の希望者が多くおられるということでもあります。

現時点において、すぐに合併墓の建設を早急に行うということは考えておりませんが、将来的には人口減少がある程度は進んでいきますけれども、そんな中においては合併墓の建設の必要性が生じてくるのではないかなというふうなことは思っております。

そういう状況を見ながら、町として判断をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を願います。

#### 議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

### 13番 (志幸松栄)

しかしながら将来的にということでは言っていた。そういう時代が来たかなという認識。私たちのリーダーがそういう認識。ありがたい答えだなと思っております。

それから、せつかくですので、私、能都町から始まった問題だと思います。あのお墓の区画の問題。それについて、現在の空き地の区画の有無、それから返還の手続について、今現在どうなっているのかなということをちょっとお聞かせ願いたいなど。

能都町のときには、議会にはこの問題、墓地の問題、私が忘れもしませんけど平成10年になった、そのときに議会でこの問題をいろいろと公私混同で議員と執行部とやった覚えがあるわけですので、今その墓地はどうなっているのかなと思って、職員の方でも町長でもいいですからお答え願いたいと思います。

### 議長 (金七祐太郎)

内糸住民課長。

### 住民課長 (内糸英和)

私のほうから志幸議員の質問に答弁させていただきます。

まず、能登町墓地公園にある墓地の空き区画数についてですが、令和5年6月6日現在、整備された621区画中9区画の空きがございます。

次に、空き区画の有無や返還手続についての周知の方法でございますけれども、現在、返還の手続につきましては町ホームページ、町広報にて周知していると同時に、許可を受けてから10年経過し、お墓を建立されていない使用者に対して、管理料の更新請求時に返還制度のご案内をさせていただいております。

使用したい場合や返還制度の内容につきましては、住民課までお問合せいただければと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

### 議長 (金七祐太郎)

13番 志幸議員。

### 13番 (志幸松栄)

どうもどうも、いろいろとありがとうございました。

9区画が余っているということで、私もこの問題について、お答えは要りませんけど、お寺さんの住職、浄土宗、宗教、2つの宗教の方の住職さんに私、勉強させていただいた。やはり私の頭の中身と住職さんの考えていること、結構似ておりました。それから、やはり区画の問題を私、質問したのは、今やはり自分のお寺さんのところにお墓を建てるといふ、建ておるといふ人も、町の皆さんのところへ行って建てようかなといふことで区画を購入されておる。また、それから購入されている方もおります。それと同時に、建っている人が墓じまい、いろんな仏じまいといふことで計画しておられる方もおりますので、私こういう質問をさせていただいたんです。

町長は、先祖に対しての敬意を一つ持っていていただいているといふことで、ありがとうございます。

これはやはり今後一番重要な問題だと思ふんです。先祖があつて私たちがあるといふことでありますので、生意気なようですけども、今後やはり、この問題を重視しながら人生を歩んでいければなと思つております。

以上でございます。

2点目に移ります。

2点目は通学路の問題です。小学生、通学路の安全対策についてでございます。

今いろいろと、私、この前、勉強に行ってきたんですけども、偶然にもそのところへちょうど出くわせて、千葉県の八街といふところへ行ってきたんですけども、この前、皆さん記憶にあると思ひます。二、三日しょっちゅう通学路で小学生が車に引かれて亡くなったといふことで、その場所も行ってきたわけです。

そして、その場所がどうなっているかなといふことで、私は偶然に千葉県、2週間ぐらい前に行つてきた。この問題をちょっと、改善されたことを一つ写真で見ますと、これはいいことだと思つて。これはその事故があつたところの10分か15分ぐらいのところなんですけれども、こういうような道路になっているんです。これは普通の7メートル道路か9メートル道路。すごい千葉県の車が横暴な、しょっちゅう朝なんか通勤のときは本当に息する間もなく車が横行している場所なんです。こういうところで小学生がランドセルを背負つて一列に皆さん学校通学しているんです。ああ、これはいいなと思つて、私カメラを持って出なかつたもんですから朝7時頃。8時ごろ出たときにはもう小学生がいなかつたわけです。だけど、こういうような能登町でも狭い道路があります。通学路の中で、教育長、警察のほうに申請して、こういうような人間と車との差別をちゃんときちんとできるような道路の申請をすればいいかなと思つております。

そういうことで、今、通学路の問題をどうやって考えておるかなということ  
で、一つ教育長にお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

### 議長（金七祐太郎）

眞智教育長。

### 教育長（眞智富子）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきます。

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し作成した通学路における合同点検等実施要領を基に、当町でも点検した結果、32か所の危険箇所を抽出いたしました。そのうち31か所が対策済み、残り1か所は現在対策中であります。

また、当町教育委員会では、平成26年度に能登町通学路交通安全プログラムを策定し、毎年、学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会が夏休み中に合同点検を行っております。

その点検結果について、11月に通学路安全推進実践委員会を開催し、石川県学校安全推進アドバイザー、奥能登土木総合事務所、珠洲警察署、町建設水道課、各小学校長、奥能登教育事務所等々の方々にご出席いただき、点検結果から明らかになった注意喚起箇所、対策必要箇所について、関係機関が具体的な対策方針を協議し、順次、改善報告と今後の対策を実施しております。

以上でございます。

### 議長（金七祐太郎）

13番 志幸議員。

### 13番（志幸松栄）

教育長、ありがとうございました。

やはり教育長、女性だけあって対策が素早い。今こうやってかかって、この対策、このあれあってからこういう、どこですか、これ。都道府県のこれやって、これコンピューターから算出したもんですけれど。

石川県、福井県、富山県、同じ数字なんですよね。その箇所が。調べる箇所を見れば。やはり広い道路で、一番多いのは北海道1,845、石川県は808か所。石川県と富山県と大体数字は同じ。富山県はちょっと11多いですね。福井県がちょっと少ないわけでございますけれども。

私、先ほど一枚しか見せませんでしたけど、事故があったところはここです。

それこそ車が横行してかかって、私は車で連れていってもらったもので、駐車場がないものですから、そういうところで車からただばつと写しただけで、改善はまだ、歩道橋をつけたりなんだりして一生懸命改造しておられました。

そういうことで、またこのもう一つの問題は早急に直さなきゃならんという青い道路。これは人間の通る道路だと思うんですけど、ここを子供たちが一生懸命ランドセルを背負って一列に並んで、みんな通っていきました。これは割と運転手さんも重要視されて、安全やなと思って。

能登町もこういう道路が結構あります。本当にこういう道路、また警察のほうに対策を取って。今いろいろと能登町ではボランティアの方々、議員の方々に、14番議員の鍛冶谷君は早朝より子供たちの交通安全に対してボランティアで出席しておられますけれども、そういう方々がぎょうさんおられますけれども、またそういう人といろいろと教育長、協議をなさって、これからこういう新しいものを、より一層安全な対策を考慮してやっていただきたいなと思っております。

以上で、議長、終わりたいと思います。

皆さん、ありがとうございました。

#### 議長（金七祐太郎）

以上で、13番 志幸議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、明日、6月14日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### 議長（金七祐太郎）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

#### 休会決議について

#### 議長（金七祐太郎）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。  
お諮りします。  
明日6月14日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。  
したがって、明日6月14日は休会とすることに決定いたしました。  
今回は、6月15日午前10時から会議を開きます。

散 会

**議長（金七祐太郎）**

本日は、これにて散会いたします。

散 会（午後2時44分）

## 開 会（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（金七祐太郎）

ただいまの出席議員数は、13人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 議案訂正の件

#### 議長（金七祐太郎）

日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

### 訂正理由の説明

#### 議長（金七祐太郎）

町長から議案の訂正理由の説明を求めます。

大森町長。

#### 町長（大森凡世）

令和5年6月6日に提出をいたしておりました議案第55号「石川縣市町村職員退職手当組規約の一部変更について」を訂正いたしたく、その理由をご説明申し上げます。

この議案は、手取川流域環境衛生事業組合が令和5年3月31日付で解散した事に伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、石川縣市町村職員退職手当組規約を一部変更することについて、同法第290条の規定によりまして議会の議決を求めたものでございますが、その議案の記載の中に、平成20年4月1日に既に規約変更の議決済みで、今回改正の必要のないものが含まれておりまして、正しくはお配りしております正誤表のとおり、「手取川流域環境衛生事業組合」のみを削除するものでございます。

なお、この議案を付託されておりました総務産業建設常任委員会には、本案について説明をし、了承を得ていることを申し添えておきます。

誠に申し訳ございませんでした。

よろしく願いいたします。

**議長（金七祐太郎）**

お諮りします。

ただいま議題となっております議案訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

したがって、議案訂正の件を許可することに決定いたしました。

**議案上程**

**議長（金七祐太郎）**

日程第2、議案第48号「令和5年度能登町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第9、議案第55号「石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更について」までの町長提出議案8件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

**委員長報告**

**議長（金七祐太郎）**

総務産業建設常任委員会 吉田委員長。

**総務産業建設常任委員長（吉田義法）**

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第48号 令和5年度能登町一般会計補正予算（第3号）歳入及び所管歳出

議案第49号 令和5年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第50号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の廃止について



議案第52号 請負契約の締結について

議案第53号 請負契約の締結について

議案第54号 請負契約の締結について

議案第55号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

以上8件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

### 議長（金七祐太郎）

次に、教育厚生常任委員会 小路委員長。

### 教育厚生常任委員長（小路政敏）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果についてご報告いたします。

議案第48号 令和5年度能登町一般会計補正予算（第3号）所管歳出

以上1件は、原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

### 議長（金七祐太郎）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

## 質 疑

### 議長（金七祐太郎）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（金七祐太郎）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（金七祐太郎）**

これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

**採 決**

**議長（金七祐太郎）**

これから、採決を行います。  
採決は起立によって行います。  
お諮りします。  
議案第48号「令和5年度能登町一般会計補正予算（第3号）」  
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。  
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。  
したがって、議案第48号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第49号「令和5年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」  
の1件に対する委員長報告は、原案可決です。  
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。  
したがって、議案第49号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第50号から議案第51号までの2件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第50号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第51号「能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の廃止について」

以上2件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

### 議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第50号から議案第51号までの以上2件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号から議案第54号までの3件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第52号「請負契約の締結について」

議案第53号「請負契約の締結について」

議案第54号「請負契約の締結について」

以上3件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

### 議長（金七祐太郎）

起立全員であります。

したがって、議案第52号から議案第54号までの以上3件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号の1件を採決します。

お諮りします。

議案第55号「石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更について」

以上1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（金七祐太郎）**

起立全員であります。

したがって、議案第55号の1件は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程の順序変更

**議長（金七祐太郎）**

続いて、本日、議会提出議案として、小路政敏議員外1名から、発議第1号「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」の1件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

### 追加議案上程

#### 発議第1号

**議長（金七祐太郎）**

追加日程第1、発議第1号「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」の1件を議題とします。

### 提案理由の説明

**議長（金七祐太郎）**

提案理由の説明を求めます。

9番 小路議員。

**9番（小路政敏）**

それでは、本日、議会提出議案として上程する発議第1号「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」の提案理由を説明します。

特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要となっております。

政府においては、特別支援学校・学級等への**教員**等の適切な配置に向けて、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築や、医療的ケアを含め様々な障害のある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、財政措置を含めた特段の措置を講ずることを求めるものであります。

以上、本趣旨をご理解いただき、議員皆様のご賛同を賜るようお願い申し上げます。

**議長（金七祐太郎）**

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 質 疑

**議長（金七祐太郎）**

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（金七祐太郎）**

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

討論なしと認めます。

## 採 決

**議長（金七祐太郎）**

これから、採決を行います。

お諮りします。

発議第1号「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」の1件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（金七祐太郎）**

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案とおり可決されました。

ただいま可決されました発議第1号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

**休会決議について**

**議長（金七祐太郎）**

日程第10、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（金七祐太郎）**

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

以上で、令和5年第4回能登町議会6月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

## 閉会の挨拶

### 議長（金七祐太郎）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。  
大森町長。

### 町長（大森凡世）

閉会に当たって、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会議におきましては、5年度の一般会計補正予算をはじめ、多数の案件につきまして慎重なるご審議を賜り、いずれも原案のとおりご可決をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

5月28日に4年ぶりにイカす会が開催され、私もクリーン・ビーチでの清掃の後に参加をしましてまいりました。多くの方で会場はにぎわっておりまして、小木地区の活力というのを感じることができました。

また、今週のあさっての土曜日には消防団の訓練大会もありますし、7月に入りましてからは宇出津のお祭りを皮切りに、各地において行事、イベント、お祭りが再開されることを願っておりますし、それによってまたおのこの地域に活力が生まれるということを期待をしておるわけであります。

そして、一応、梅雨時期、梅雨を迎えたということになりますので、地震によりまして基盤が脆弱になっているおそれもございます。雨が長く続きますと、やはりまた土砂災害というところも警戒しなければならないということでありまして、町民の皆様には改めて家具の固定、そしてまた避難経路の確認など、災害への備えというのをお願いいたしまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

皆様、お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。

## 散 会

### 議長（金七祐太郎）

以上で本日は散会いたします。

一同起立、礼。

お疲れさまでした。

散 会（午前10時21分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和5年6月15日

能登町議会議長 金 七 祐太郎

会議録署名議員 鍛冶谷 眞 一

会議録署名議員 小 浦 肇